

④ 調査、支援及び指導等

①～③の回答と同じ

⑤ 他関係機関との連携

①，③の回答と同じ。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P.6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
・ 同じ課内に子育て世代包括支援センターを所管する係があり，日常的に連携を行っている。 ・ 市内 5 か所に設置している子育て世代包括支援センターとは，年 4 回の実務者会議において定期的な情報共有を行うとともに，個別ケースごとに随時情報交換を行いながら連携して対応している。	⇒	開設前と同様

②児童相談所との連携 [マニュアル P.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
・ 本市が重篤な児童虐待事案を認知した場合や継続的な支援を行う中で改善が見られないケースなどでは，県とともに作成した「共通リスクアセスメントツール」に基づき重症度を評価し，児童の保護が必要と判断されるような重篤な事案については，速やかに児童相談所と連携を図り，迅速かつ確実な対応を行っている。 ・ 児童相談所が受けた通告事案のうち，	⇒	開設前と同様

「共通リスクアセスメントツール」に基づく評価により、市が対応すべき事案については児童相談所からの送致を受け、市が初期介入から対応している。		
---	--	--

② 要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
要対協を中心に、虐待を受けている児童、特定妊婦に関する情報交換及び児童虐待に関する関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者の連携の推進に関する協議等を行っている。 ・ 代表者会議（年 1 ～ 2 回開催） → 児童虐待の対応等に係る市の体制や方策、関係機関との連携策等 ・ 実務者会議（年 4 回開催） → すべてのケースに係る定期的な情報共有、援助方針の見直し等 ・ 個別ケース会議（随時開催、年 1 0 0 回程度） → 個別の事案に係る現状の把握、問題点の確認、評価、支援方針、役割分担の整理等	⇒	開設時と同様

③ 人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
室長（管理職）：1 名 子ども家庭支援員：5 名（内非常勤 0 名） 心理担当支援員：2 名（内非常勤 2 名） 虐待対応専門員：4 名（内非常勤 3 名） その他 安全確認対応職員：2 名（内非常勤 2 名）	⇒	開設時と同様

養育支援訪問員：1名（内非常勤1名） 事務職員等：3名（内非常勤1名） ※開設に合わせて、新たに心理担当支援員 2名を配置		
--	--	--

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 〔マニュアルP.27 参照〕

・相談室



・親子交流スペース



・事務室



4. 拠点設置の効果及びメリット

新たに心理担当支援員を配置したことで、アウトリーチ型で心理アセスメントや心理的ケア等が可能となり、虐待事案のアセスメントやソーシャルワーク機能の充実強化が図れた。

矢板市

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



②面積：170.5Km²

③人口：32,199 人 （ R1 年 8 月現在）

④児童数：4,751 人 （ R1 年 9 月現在）

⑤類型（小規模等）：小規模A型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月： H31 年 4 月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

	養護相談	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待
H28 年度	59 件	3 件	2 件	1 件	0 件
H29 年度	116 件	5 件	3 件	3 件	0 件
H30 年度	81 件	11 件	14 件	15 件	0 件

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアル P. 12 参照】

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

毎月定例の会議を開催し、児相との連携強化を図っている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P.6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
同一建物・同一窓口、指揮系統も同一であった。	⇒	現在のところ開設前と変わらないが、建物・窓口を分け、より専門性を持った組織作りを検討している。

②児童相談所との連携 [マニュアル P.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
定例の会議を開催し、連携の強化を図り、ケース進行についての共通認識を持って、ケースの対応にあたっていた。	⇒	開設前と変わらず。

④ 要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
要対協関係機関との間で、情報共有・伝達のみならず、ケース進行の中で各機関が必要とする情報を得られるよう、個別ケース検討会議を充実させる。	⇒	要対協関係機関との情報共有・伝達の効率化を図るため、要対協実務者会議の中で、関係機関の発言を促せるよう、内容の充実を図っている。

④人員配置 [マニュアル P.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：2 名（内非常勤 1 名） 心理担当支援員：0 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員：0 名（内非常勤 名） その他事務職員等：0 名（内非常勤 名）	⇒	子ども家庭支援員：2 名（内非常勤 0 名） 心理担当支援員：0 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員：0 名（内非常勤 名） その他事務職員等：0 名（内非常勤 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]



交流スペース



相談室



相談室前

4. 拠点設置の効果及びメリット

要対協だけでは網羅できていなかった情報の集約と共有がスムーズに行えて、ケース進行管理を支援者が共通認識を持って対応できる。

千葉県

第1：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

1. 経過（平成29年度～令和2年3月まで）

「子ども家庭総合支援拠点」については、平成29年度から市町村等を対象にした各種事業の行政説明会の場や研修会において、周知を図ってきたところです。（下表参照）

また、常時、県では「子ども家庭総合支援拠点」の設置に関する市町村からの相談を受けています。

年 度	会議・研修会名	内 容	担 当
平成29年度	市町村等児童虐待担当課長会議	1 行政説明 2 講演 「児童福祉法改正に伴う市町村での対応について（市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について）」	1 県職員 2 講師 厚生労働省 家庭福祉課虐待防止対策推進室 室長補佐 百瀬 秀 氏
平成30年度	市町村等管理職研修会	1 講演 2 行政説明 3 実践発表 「子ども家庭総合支援拠点の設置について」	1 外部講師 2 国職員 3 発表者 松戸市及び南房総市の職員
平成31年度	市町村等児童虐待担当課長会議	1 行政説明 2 講演 「虐待防止と子ども家庭総合支援拠点について」	1 県職員 2 講師 日本大学危機管理学部 准教授 鈴木 秀洋 氏

2. 県の取組（有効であったと考えているところ）

明らかな効果はわからないが、本拠点設置については、人事、財政に係ることなので、管理職への理解を促すことが重要と考え、管理職向けの会議等の場を活用し、本拠点について周知を図ってきました。

3. 県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成29年4月現在【（3）自治体：松戸市、船橋市、南房総市】

平成30年4月現在【（6）自治体：浦安市、柏市、山武市、館山市、鴨川市、木更津市】

平成31年4月現在【（4）自治体：八千代市、我孫子市、香取市、いすみ市】

4. 県としてのコメント

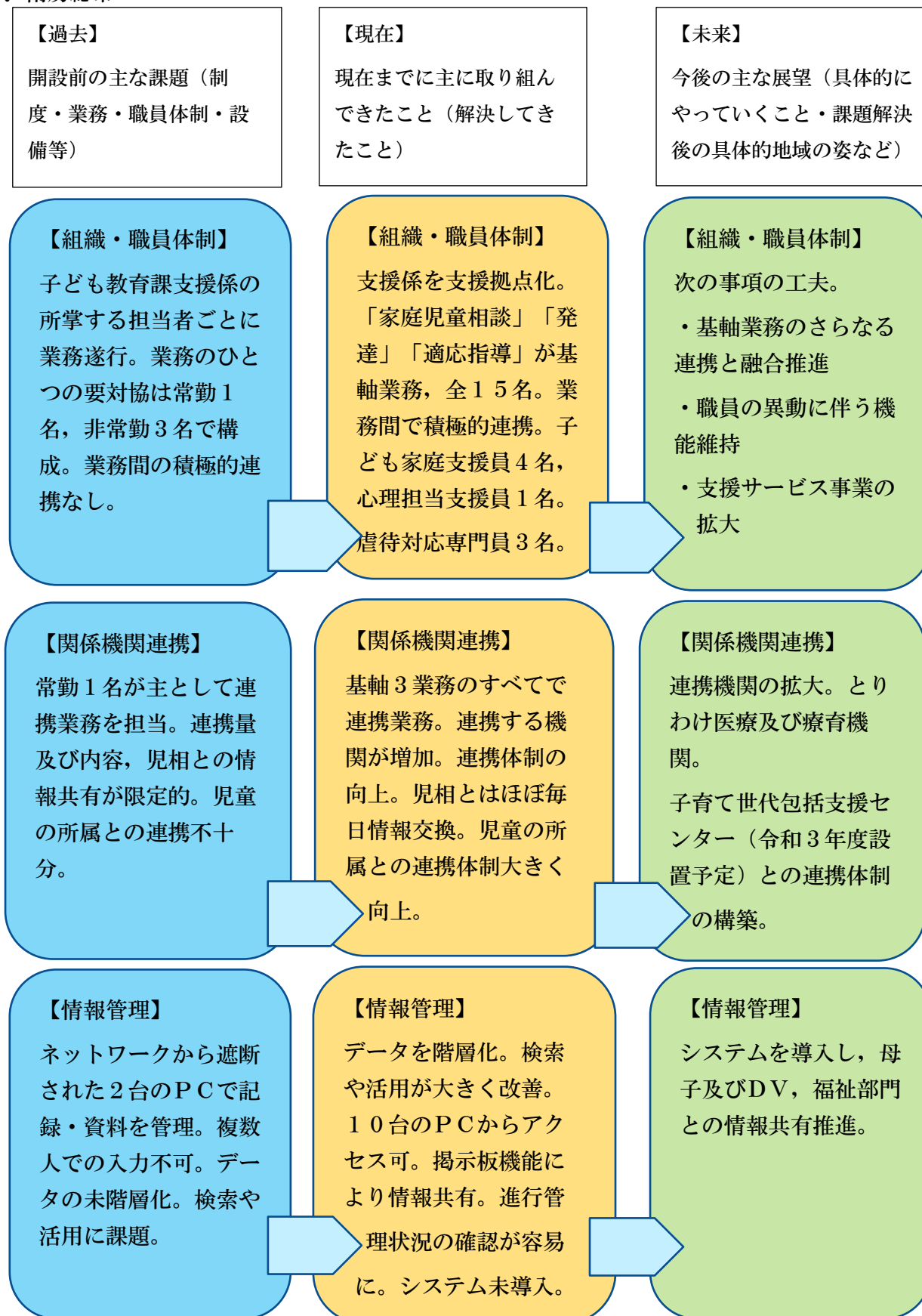
千葉県では、平成18年度から「市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業」として、市町村にアドバイザーを派遣し、市町村の要対協設置の促進及びその機能強化に力を入れて取り組んでき

ました。平成 30 年度において、県下全市町村に要対協を設置するに至り、機能強化については、現在も継続的に実施しているところです。また、要対協の運営の在り方などに関することをテーマにした会議や研修会を開催してきています。要するに、「子ども家庭総合支援拠点」と関係の深い要対協の機能強化を中心に取り組んできました。

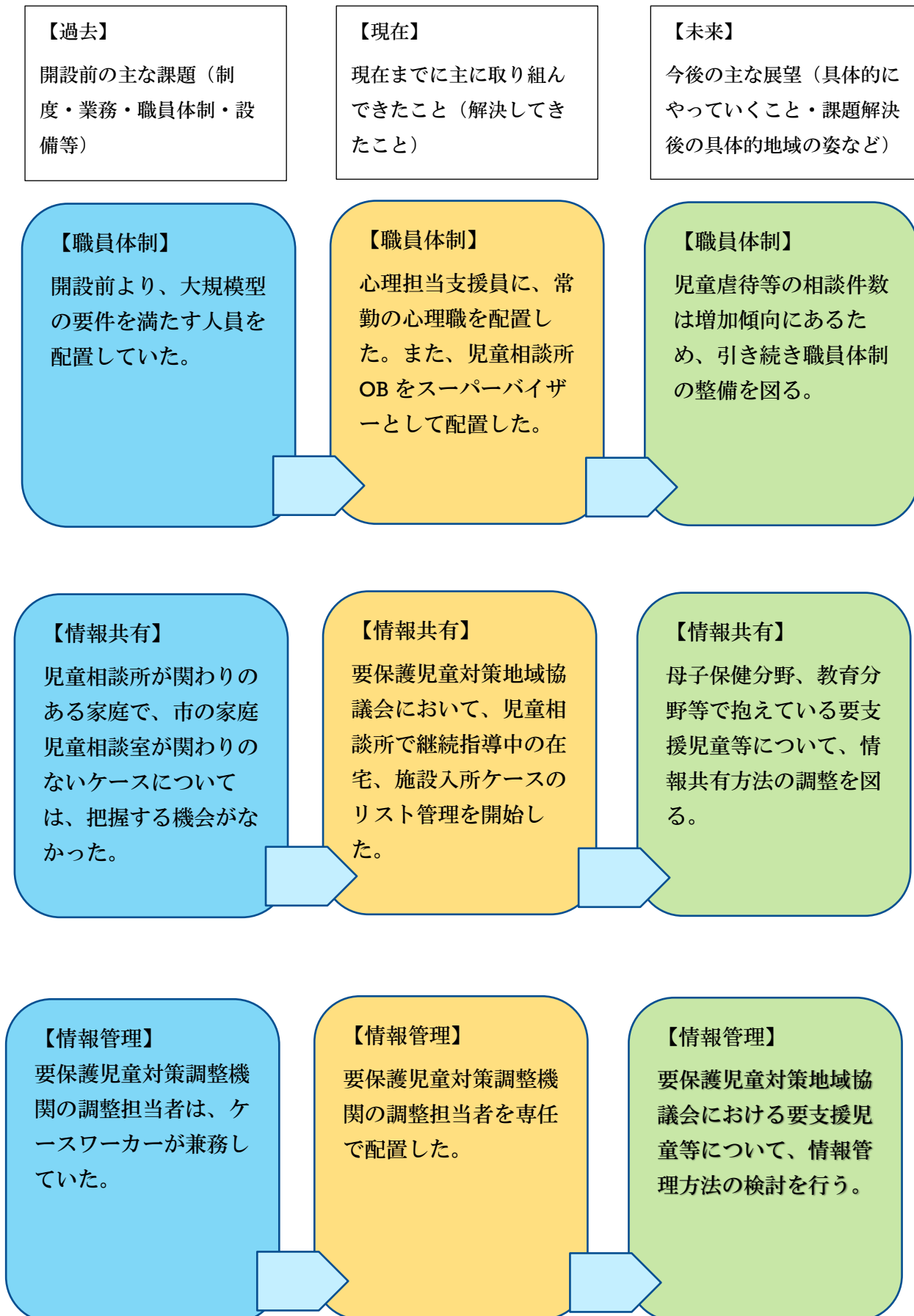
最近、国における 2022 年までに子ども家庭総合拠点を全国展開するとの方針に向け、県内市町村の関心が高まり、それに向けての取り組みが増加してきている状況にあるため、県としては、引き続き、市町村に対し、子ども家庭総合拠点に関する情報提供および市町村からの相談に応じていきたいと考えています。

第2：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

1. 南房総市



2. 船橋市



3. 松戸市

【過去】

開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）

【現在】

現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）

【未来】

今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）

【職員体制】

専門職が十分に確保できていなかった。

（平成 28 年度現在）

家庭児童相談室 12 人

（婦人担当 2 人）※同一課内にあり

【職員体制】

開設以降、要件を満たす専門職を確保した。

（令和元年度現在）

虐待対応専門員 13 人

心理担当支援員 2 人

子ども家庭支援員 4 人

安全確認対応職員 1 人
（婦人担当 4 人）

【職員体制】

非常勤職員の割合が多く、研修等を充実させ継続的に職員を確保すると共に、正規職員の定数増に努める。正規職員はスーパーバイザーとしての指導力向上に取り組む。

【業務】

組織決定を行う体制の構築が不十分であった。

【業務】

受理会議、定例会議（対応方針決定、見直し等）におけるフローや確認事項を整理し、併せて見直し時期や終結基準を明確にした。

【業務】

受理会議や定例会議を効果的に進めることで、個人が抱え込まないようにし、早期対応と組織としての対応力強化を図っていく。

【情報共有】

子育て世代包括支援センターでは、当課とは別の母子保健システムを使用している。

【情報共有】

子育て世代包括支援センター内に、当課と同じシステムを設置し、職員が閲覧できるようにした。

【情報共有】

特定妊婦への対応等、虐待予防の観点からも同一課内にある子育て世代包括支援センターと更なる連携強化を図っていく。

第3：紹介自治体の詳細（南房総市、船橋市、松戸市）

南房総市

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



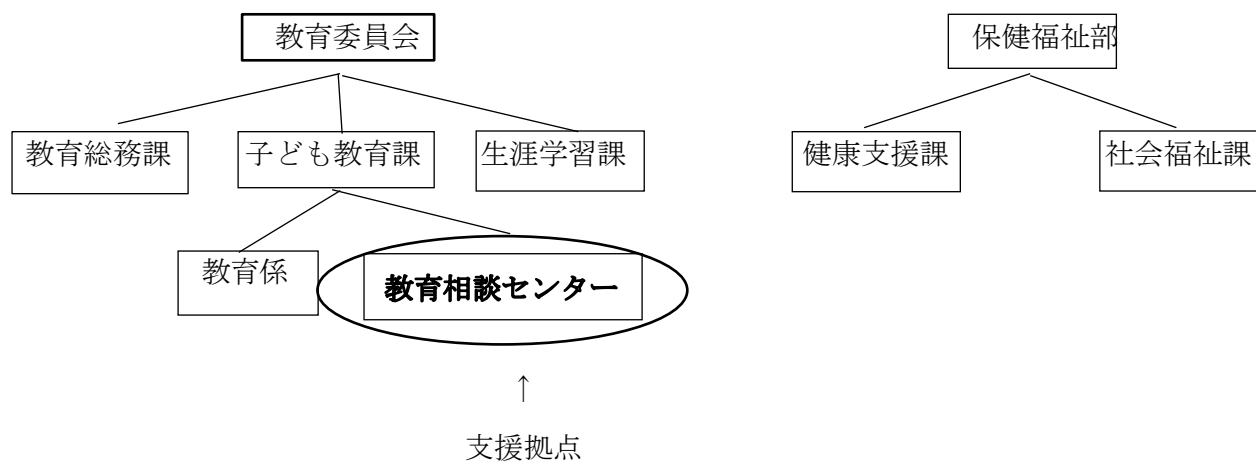
②面積： 230km²

③人口： 38081人 （平成31年 4月現在）

④児童数：4341人 （平成31年 4月現在）

⑤類型（小規模等）：小規模A

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月： 平成29年4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

	相談件数	虐待件数
平成28年度	106	54
平成29年度	82	74
平成30年度	47	40

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアルP.12 参照】

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- ① 通告や受理以前の所属からの相談や情報提供、保健福祉部局からの諸情報を集積し、リスクや状況をひとまず整理している。このことは通告や受理の際の初期調査や初期支援等、初動に効果的である。
- ② 本市の支援拠点は発達や（不登校などの）適応指導業務も行っている。これらの相談者には、背景に虐待等の不適切養育があることが多い。支援拠点内の職員で連携して対応にあたることができる。また、教育委員会内に設置されているため、児童の所属との連携がとりやすい。
- ③ 本市の場合、支援拠点内の業務ごと（家庭児童相談、発達、適応指導）の連携と調整が必要である。日常的に情報交換を行う一方、毎週水曜日の朝に定例会議を行い、情報共有や共通理解の場に行っている。関係機関とは、円滑な調整・連携のために、お互いが顔の見える関係づくりに力を入れている。そのために各機関との連絡を密にすることは当然であるが、各機関をこまめに訪問する、一緒に対応する等を意識して行っている。
- ④ 上記①②③を生かし、ケースを多面的にとらえ各関係機関の方針を踏まえた支援を進めている。
- ⑤ ③に同じ。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 【マニュアルP.6～7 参照】

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
平成25年度から28年度まで、要対協業務は教育委員会子ども教育課（現支援拠点）で、母子保健は保健福祉部健康支援課で担当。要対協では配置された保健師が主	⇒	子育て世代包括支援センター未設置。 健康支援課が母子保健を担当している状況は変化なし。支援拠点（子ども教育課）との連携は、これまでの業務連携の成果もあり、開設時

として健康支援課と情報交換や支援方針の共有を図っていた。情報提供や支援方針の共有が必ずしも円滑に行えてはいなかった。		よりもかなり円滑になった。共有する情報の量が増えたり、家庭訪問等の支援業務を一緒に行ったりすること等が具体的にあげられる部分である。
--	--	--

②児童相談所との連携 [マニュアル P.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
主として要対協の担当保健師が情報交換や支援対応を担っていた。おのずと連携には限りがあり、児相と融合した連携体制を構築できていたとは言い難い。	⇒	児相と直接連絡を取る職員が 3～4 名に増え、連携量が大幅に増えた。また、児相が多用のため訪問がままならない家庭を市が訪問してフォローすることや市が得た情報をほぼ連日児相に提供する等の対応が進められている。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
開設時には要対協業務が支援拠点の中心になっていた。拠点開設と同時に要対協担当職員数も増えたため、開設以前よりも円滑な業務を遂行できるようになった。	⇒	支援拠点は発達や（不登校などの）適応指導業務も担っている。要対協で取り扱う児童に対してそれらの業務が連携して対応にあたっている。要対協は発達に関する関係機関や小児科・精神科等の医療機関との連携が図れるようになった。

④人員配置 [マニュアル P.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：2 名（内非常勤 0 名） 心理担当支援員：0 名（内非常勤 0 名） 虐待対応専門員：3 名（内非常勤 2 名） その他事務職員等：0 名（内非常勤 0 名）	⇒	子ども家庭支援員：4 名（内非常勤 0 名） 心理担当支援員：1 名（内非常勤 1 名） 虐待対応専門員：3 名（内非常勤 2 名） その他事務職員等：0 名（内非常勤 0 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]



相談室



交流スペース



事務室

4. 拠点設置の効果及びメリット

- 要対協単独で業務していた期間と比べ、記録や情報の管理、支援までの手続き、支援業務が組織的に展開できるようになった。
- 児童や保護者の多様な問題に対応できるようになった。
- 関係機関との連携が深まった。
- 児童の所属機関への啓発や所属機関との連携が進んだ。
- 関係機関に対する市の支援機関の認知度が高まった。

市橋船

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



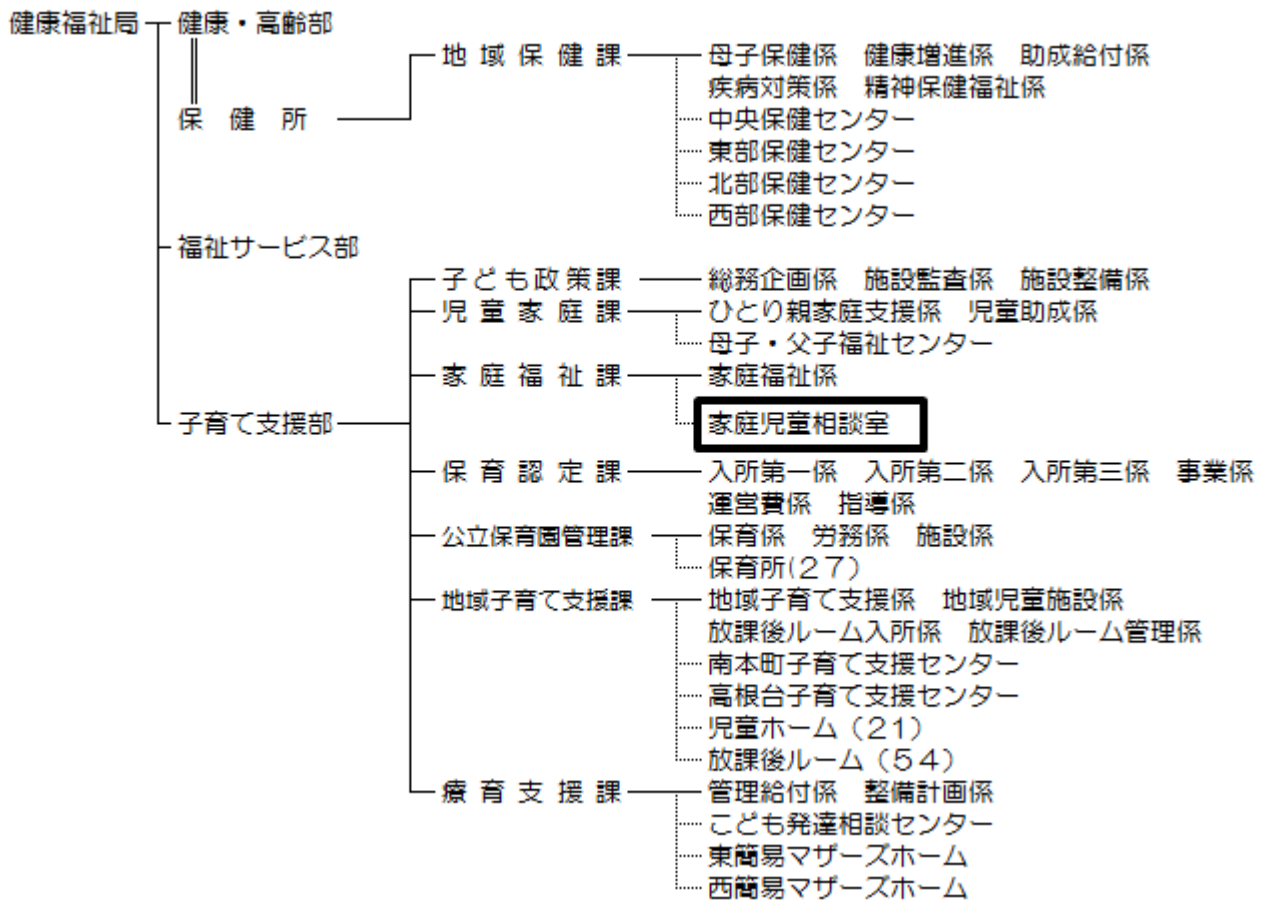
②面積：85.62 m²

③人口：640,012 人（平成 31 年 4 月現在）

④児童数：99,948 人（平成31年4月現在）

⑤類型（小規模等）：大規模型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月： 29年 4月】

(2) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

平成28年度：1,048件（児童虐待506件）

平成29年度：1,165件（児童虐待584件）

平成30年度：1,338件（児童虐待625件）

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアルP.12 参照]

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- ① 初期調査の段階で情報収集に努めている（世帯状況、所属、関係機関情報、税情報、転入の場合は前市情報等、事前に可能な限り情報収集）。
- ② 初動や支援方針は会議にて決定し、実際の相談対応は2名（うち1名が主担当）で行っている。必要に応じ、心理職を同席させている。
- ③ 定期的に支援方針に係る会議を開催し、進捗状況の確認や支援方針を見直している。関係

機関間において情報共有を行うと共に、必要に応じ個別ケース検討会議を開催し役割分担を確認している。

- ④ 調査については①に準じる。支援や指導については、直接介入を原則とし、家庭訪問を行うなど直接保護者との面談を重ねている。

外国人への対応も多く、タブレットや通訳の利用により対応している。また必要に応じ、児との面談も行っている。

行政サービスの導入支援や関係機関への繋ぎも行う（手続きへの同行や事前調整等）。

- ⑤ 情報共有のための電話のみではなく、直接関係機関に出向き説明を行い、連携強化に努めている。役割分担を行い、同行訪問や両機関で隔週訪問する等の連携をとる場合もある。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
・母子保健部門の定例会議に出席し、情報共有や情報交換。 ・母子保健部門対象の研修会を開催。 ・初期調査の段階で、母子保健部門の情報（健診や関わりの状況）を収集。 ・特定妊婦や乳幼児に関しては情報共有を密にし、役割分担を行い支援。（同行訪問や交替で訪問を行う等）	⇒	・2020年1月に開設された包括支援センターとの業務連携や情報共有方法等について、適宜話し合いを行う。 - その他、開設前からの取組については継続。

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
・主担当を決め、個々のケースの状況により役割分担・連携。 ・ケースワーカーごとに情報共有をおこなうなど、適宜連携。	⇒	・ワーキングチームを設置し、児相との話し合いを適宜設けている。連携等双方のメリットとなるような議題を取り上げ、改善に努めている。 ・要対協調整担当者を専任し、児相ケースの管理や効果的な情報共有等についても検討中。 - その他、開設前からの取組については継続

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
・ 個別のケースワークを中心にネットワークを構築し、支援を行った。 ・ 要対協の構成員である関係機関への啓発活動を行った（研修会、個別の説明等）。	⇒	・ 専任の調整担当者を置き、ネットワークの強化を図っている。 - その他、開設前からの取組については継続

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：5 名（内非常勤 1 名） 心理担当支援員：2 名（内非常勤 1 名） 虐待対応専門員：11 名（内非常勤 6 名） その他事務職員等：7 名（内非常勤 4 名）	⇒	子ども家庭支援員：5 名（内非常勤 0 名） 心理担当支援員：2 名（内非常勤 0 名） 虐待対応専門員：10 名（内非常勤 6 名） その他事務職員等：12 名（内非常勤 8 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]

・ 相談室



・ 親子交流スペース



・ 事務室



4. 拠点設置の効果及びメリット

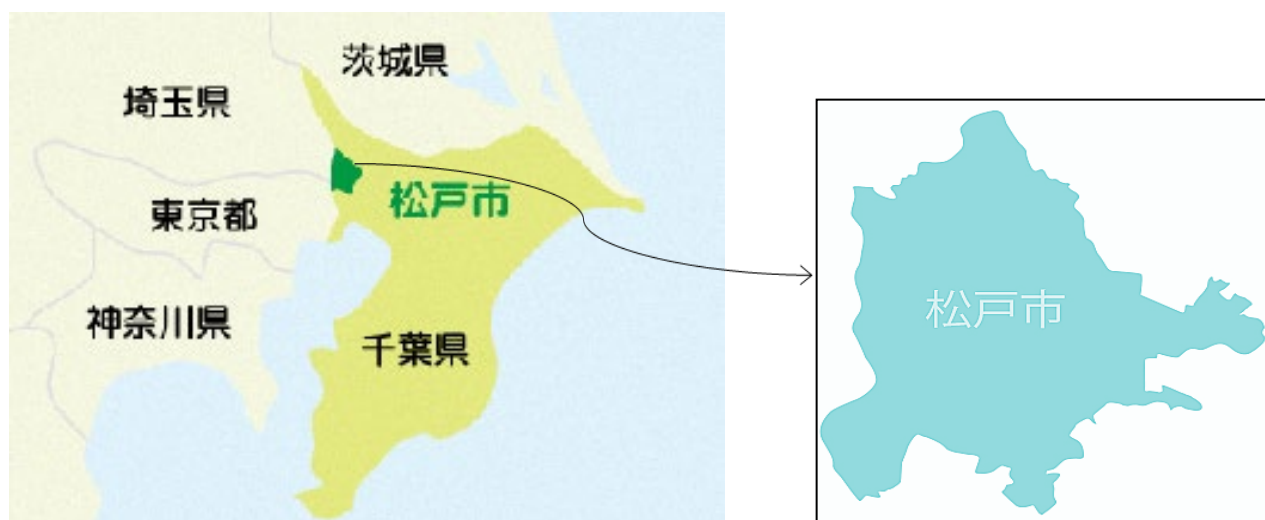
船橋市では、従前より虐待相談対応の強化を図っており、その中で担当する部署（家庭児童相談室）の体制整備、取り組み内容の拡充を行い、ケースワーク上の必要から既に要件を満たす体制を構築していた。

スーパーバイザー（児童相談所OB）の配置など職員体制の整備や、関係機関との連携強化を行い、引き続き、拠点としての体制強化を図っていく。

松戸市

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



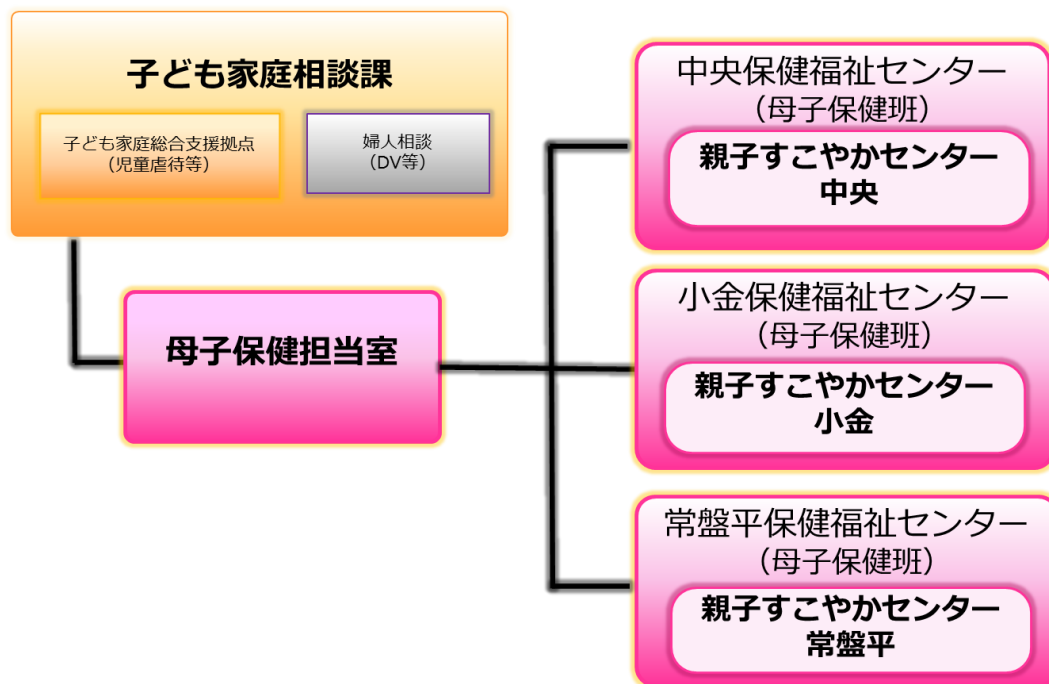
②面積：61.38 k m²

③人口：491,265 人（平成31年4月1日現在）

④児童数：71,252 人（平成31年3月31日現在）

⑤類型（小規模等）：中規模型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成29年4月】

(3) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

平成28年度 966件（うち虐待相談件数685件）

平成29年度 1,045件（うち虐待相談件数621件）

平成30年度 1,311件（うち虐待相談件数828件）

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアルP.12 参照]

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- ・ 通告を受理した場合には、管理職を含めて受理会議を行い、初動の方針等を決定している。
- ・ 週一回、定例会議を開催し、支援方針を決定している。
- ・ 正副担当者を決め、どちらでも対応が出来るようにしている。
- ・ 市内を3地区に分け、各地区に1名ずつスーパーバイザー役の職員を配置している。また学校長経験者を配置しており、学校との連携をとることができている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
2016年に子育て世代包括支援センターが設置されたことにより、母子保健部門との連携が取れるようになった。	⇒	子ども家庭総合支援拠点を担当する課内に、子育て世代包括支援センターを管轄する母子保健担当室があり、特定妊婦から乳幼児までの把握ができ、連携して情報交換や訪問を行っている。養育支援訪問事業の定例会議にもお互いが参加し、連携を図っている。

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
従来から児童相談所との連携は取れており、関係は良好であった。	⇒	要保護児童対策地域協議会のすべての会議に児童相談所が構成員として出席しており、情報交換や協議を行っている。また、一時保護だけでなく立ち入り調査や施設入所、高い専門性（心理判定等）が必要な場合に児童相談所に送致を行っている。また市のみで対応が困難な場合には助言や同行訪問を依頼している。

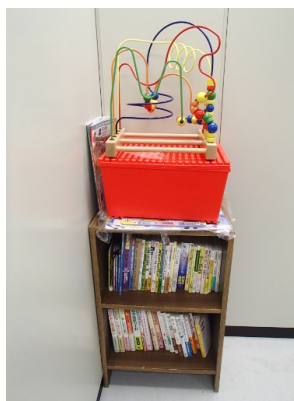
③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
・2016年10月に会議の構成を見直すなど連携体制の強化をはかり、機関の代表者で構成される「ネットワーク会議」、実務者で構成される「運営会議」、個別ケースの定期的なフォローや支援方針の確認を行う「ケース進行管理会議」を実施。 ・専門職研修会、医療機関ネットワーク研修会を実施。	⇒	・継続して左記の会議を実施しており、「ケース進行管理会議」については、より密に関係機関間の情報共有等を行うため、平成29年度の年2回から今年度は9回に開催回数を増やした。 ・専門職研修会、医療機関ネットワーク研修会、子育て講演会を実施。

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：3 名（内非常勤 1 名） 心理担当支援員：2 名（内非常勤 2 名） 虐待対応専門員：10 名（内非常勤 8 名） その他事務職員等：2 名（内非常勤 2 名）	⇒	子ども家庭支援員：4 名（内非常勤 0 名） 心理担当支援員：2 名（内非常勤 2 名） 虐待対応専門員：13 名（内非常勤 11 名） その他事務職員等：2 名（内非常勤 2 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]



4. 拠点設置の効果及びメリット

- ・社会福祉士や心理士等の専門職を配置し、他機関との連携を密に図れるよう体制の整備を行うことができた。
- ・職員や相談員の専門的知識や経験を生かし、児童とその保護者に寄り添った、きめ細やかな支援に努め、訪問や面談、関係機関との連携に係る電話連絡等を行った行動件数は、拠点設置前の平成 28 年度の 10,209 件から平成 30 年度は 18,133 件と増加した。

富山県

第1：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

1. 経過（平成29年度～令和2年3月まで）

- ・平成31年3月に作成された厚生労働省調査研究事業報告書「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けて一スタートアップマニュアル」を各市町村へ配布。
- ・令和元年5月に各市町村へ支援拠点設置に関する調査を実施。（設置済みの市へは、クリアが難しかった要綱の項目・基準、緩和が必要な項目・基準等を調査。未設置市町村へは、検討状況や設置に向けて課題や障害となっている項目・基準、必要な支援等を調査）
- ・説明会・研修等は未実施。

2. 県の取組（有効であったと考えているところ）

- ・各市町村の調査を実施し、現状と課題を把握した。

3. 県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

- ・平成31年4月現在【2市：富山市、滑川市】

4. 県としてのコメント

- ・各市町村の現状と課題、設置済み市の取組・実施状況をふまえ、今後説明会の実施を行うことを検討中。

第2：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

1. 富山市

【過去】

開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）

【現在】

現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）

【未来】

今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）

子ども家庭総合支援拠点の設置にあたり、専門職員の配置基準に、心理担当職員1名と虐待対応専門員1名の計2名が不足していた。

平成31年4月から、心理担当職員1名と虐待対応専門員として看護師1名を新たに配置し、専門性の向上を図った。

引き続き、職員の対応力の強化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、児童相談所や関係機関等と相互に連携し、対応していく。

児童虐待等に関する相談対応や支援経過の記録等を管理するシステムがなく、管理の方法も電子記録や紙媒体等、統一されていなかった。

児童虐待相談の情報と気がかりな妊産婦等に関する母子保健の情報を一元管理するシステムを導入する。（令和2年3月～）

子ども家庭総合支援拠点と市内7か所の子育て世代包括支援センターとが、要保護児童等に関する必要な情報共有を行い、相互に連携を図りながら、対応していく。

2. 滑川市

【過去】

開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）

【現在】

現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）

【未来】

今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）

母子健康包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点ともに未設置

健康センターに母子健康包括支援センター、子ども課に子ども家庭総合支援拠点を設置し、「子ども未来サポートセンター」として連携。

システムの共有、定期的なミーティングによる情報共有と連携した対応を行うことで、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う。

母子・父子自立支援員、家庭児童相談員を1名ずつ配置

母子・父子自立支援員、家庭児童相談員に加え、子どもの発達にかかる相談、支援に対応できる言語聴覚士を配置。

子どもや家庭の状態を多方面から把握することで、適切な支援につなげる。

第3：紹介自治体の詳細（富山市・滑川市）

富山市

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）

※著作権の確認が取れていないため省略します。

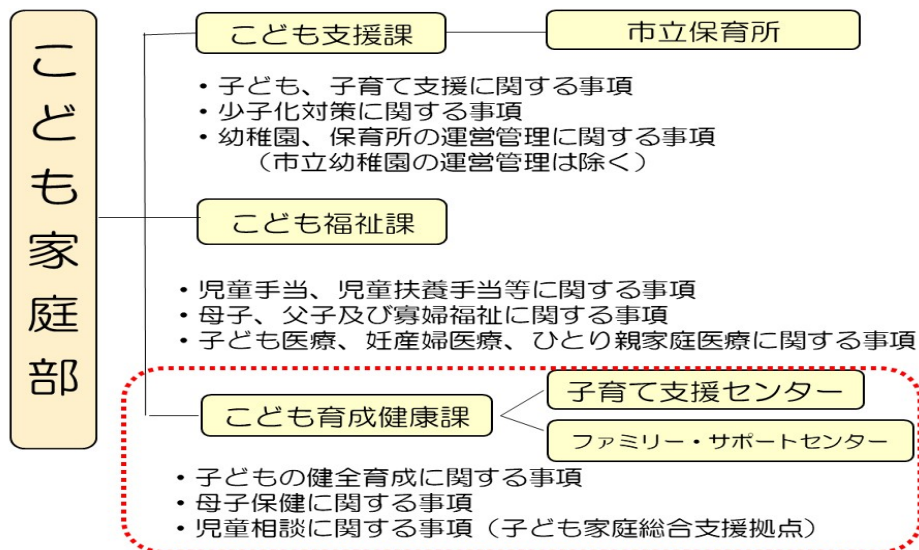
②面積：1,241.77 km²

③人口：415,904 人（平成 31 年 3 月末現在）

④児童数：62,168 人（平成 31 年 3 月末現在）

⑤類型（小規模等）：中規模型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成 31 年 4 月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

・養護相談

	児童虐待相談	その他の相談
H28 年度	206 件	115 件
H29 年度	210 件	372 件
H30 年度	214 件	341 件

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアル P. 12 参照]

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

要保護児童等に関する児童相談の情報と気がかりな妊産婦等に関する母子保健の情報を一元管理するシステムの今年度内の導入に向け、更なる対応の強化に努めている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P. 6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
- 平成 27 年 10 月に、市内 7 か所の保健福祉センターに「子育て世代包括支援センター」を設置。 - 平成 29 年 4 月に、こども政策の一元化や、妊娠から出産、乳幼児、青少年まで、切れ目ない子育て支援を行うこと等を目的に「こども家庭部」を新設。 - 平成 31 年 4 月に、こども育成健康課に「子ども家庭総合支援拠点」を設置。こども育成健康課は、平成 29 年 4 月の組織再編により、母子保健に関する事項についても所管しており、市内 7 か所の「子育て世代包括支援センター」と、情報を共有し、相互に連携を図る体制ができている。	⇒	同左 （平成 31 年 4 月に設置したため、開設時と現在に変更はありません。）

②児童相談所との連携 [マニュアル P. 9 参照]

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
一時保護や立ち入り調査が必要と判断される事案については、児童相談所に相談・協力を求めるなど、相互に連携し、対応している。	⇒	同左

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
平成 31 年 4 月に「子ども家庭総合支援拠点」を設置したこども育成健康課は、拠点設置前から引き続き、要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割を担っており、関係機関等との連絡調整等を行っている。	⇒	同左

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：2 名（内非常勤 1 名） 心理担当支援員：1 名（内非常勤 0 名） 虐待対応専門員：2 名（内非常勤 1 名） その他事務職員等：1 名（内非常勤 0 名）	⇒	同左

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]

・相談室

・親子交流スペース



4. 拠点設置の効果及びメリット

拠点の設置にあたり、不足していた心理担当職員 1 名と虐待対応専門員として看護師 1 名を新たに配置し、専門職を計 2 名増員したことにより、専門性の向上が図られたと同時に、よりきめ細かな対応が可能となっている。特に、気がかりな児童や母親等に対する心理面のケアが必要な事案や医療機関の連携が必要な事案への対応の強化を図ることができている。

滑川市

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



②面積：54.62km²

③人口：33,263 人（R1 年 10 月現在）

④児童数：5,446 人（R1 年 10 月現在）

⑤類型（小規模等）：小規模 A

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

教育委員会事務局—学務課

生涯学習課

スポーツ課

子ども課（子ども家庭総合支援拠点）

総務部

産業民生部—市民課—市民健康センター（母子健康包括支援センター）

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：H31 年 4 月】

（1）特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

H29 31 件（うち虐待対応件数 13 件）

H30 49 件（うち虐待対応件数 27 件）

R1 集計中

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアル P. 12 参照】

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

市民健康センターに母子健康包括支援センターを、子ども課に子ども家庭総合支援拠点を設置し、2 拠点が連携し「子ども未来サポートセンター」として切れ目のない相談、支援体制を構築している。

子ども家庭総合支援拠点の子ども家庭支援員としては、母子父子自立支援員、家庭児童相談員、言語聴覚士が対応しており、内 2 名が要対協調整担当者講習を受講済みである。

「子ども未来サポートセンター」の設置により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携が強化され、虐待、発達、母子保健に対して一体的に対応することができる。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P. 6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門(所属明記)との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
要対協における情報共有 ケースに応じて家庭訪問や面談を共同で実施	⇒	左記に加え、定期的な連絡会議の実施 健康管理システムの共有

②児童相談所との連携 [マニュアル P. 9 参照]

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
定例的な情報共有 必要に応じて個別ケース会議を実施	⇒	左記に同じ

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭総合支援拠点が要対協調整機関を担う	⇒	左記に同じ

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：4 名（内非常勤 3 名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員： 名（内非常勤 名） その他事務職員等： 名（内非常勤 名）	⇒	子ども家庭支援員：4 名（内非常勤 3 名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員： 名（内非常勤 名） その他事務職員等： 名（内非常勤 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]

既存設備を利用

- ・事務室 市庁舎子ども課内
- ・相談室 市庁舎会議室、市民健康センター（母子健康包括支援センター） 等

4. 拠点設置の効果及びメリット

「子ども未来サポートセンター」の設置により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携が強化され、一体的な業務遂行を行うことができる。

石川県

第1：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

1. 経過（平成29年度～令和2年3月まで）

平成29年 市区町村子ども家庭総合支援拠点に関する説明会

内容：支援拠点の設置における要件、子育て世代包括支援センターとの関係、
支援拠点に対する財政支援について

平成30年 市区町村子ども家庭総合支援拠点に関する研修会

内容：全国初の支援拠点を設置した千葉県松戸市からの報告

2. 県の取組（有効であったと考えているところ）

市町が支援拠点を設置するにあたり、財政面での検討は必須であり、厚生労働省の方から、支援拠点に対する財政支援等について、直接説明を頂いたことや、実際の支援の拠点の運営について具体的に検討していくために、他自治体の実例を踏まえた研修の機会を設けたことは有効であったと考えている。

3. 県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成29年4月現在【0自治体】

平成30年4月現在【3自治体：七尾市、加賀市、能美市】

平成31年4月現在【5自治体：七尾市、小松市、輪島市、加賀市、能美市】

令和元年10月現在【6自治体：七尾市、小松市、輪島市、加賀市、かほく市、能美市】

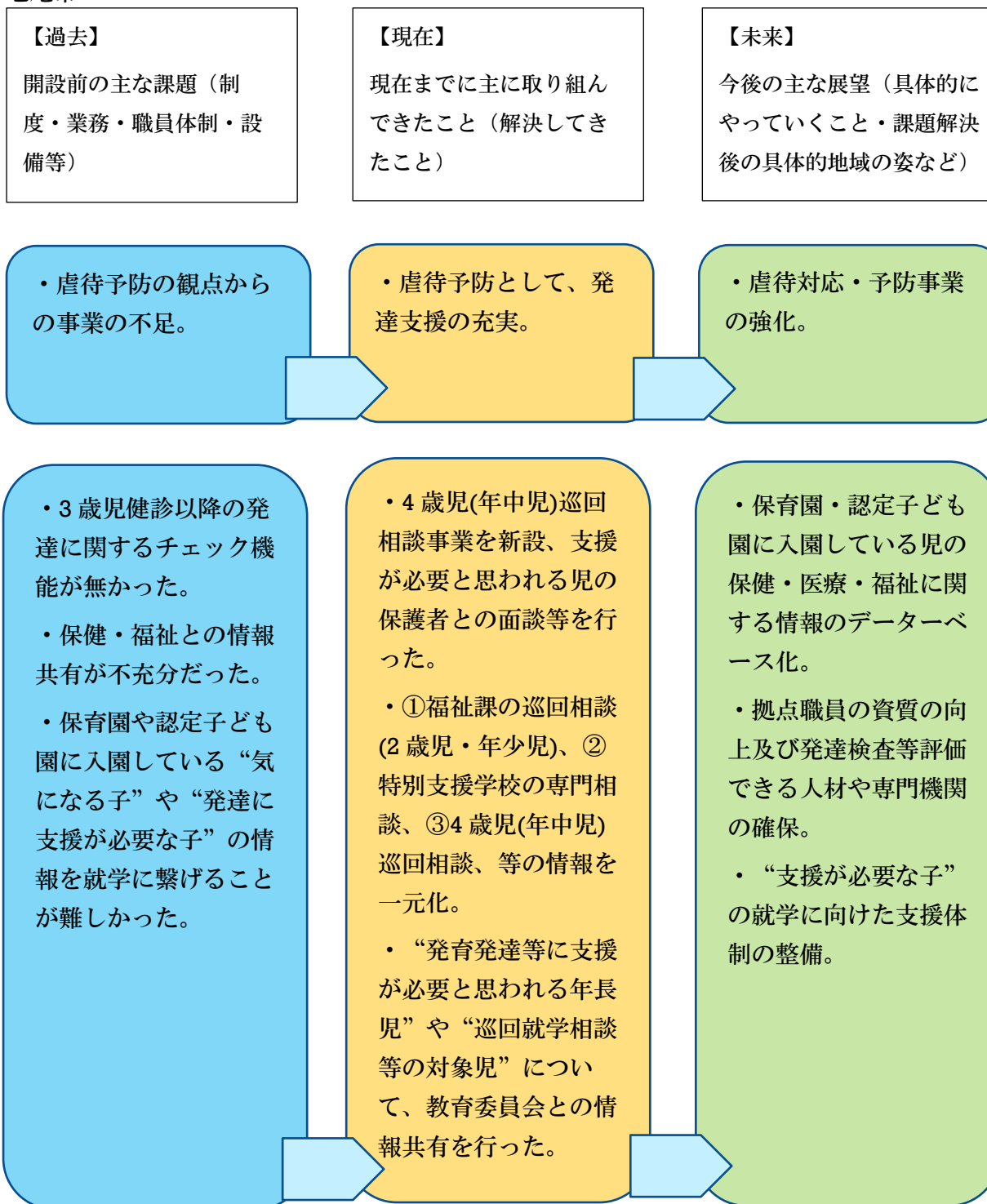
4. 県としてのコメント

県内の市町に支援拠点の設置を促進していくにあたり、各市町の実情に合わせた対応をしていく必要があり、同程度の人口規模の自治体における設置状況等の情報の提供や他自治体との情報共有を図っていくことが有効であると考えている。

また、支援拠点を設置した後も、支援拠点の運営や相談支援、他機関との連携の在り方等について、質の向上を図っていくことは重要であり、継続的な研修や他自治体との情報共有の場を設けていくことが必要であると考えている。

第2：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

1. 七尾市



2. 小松市

【過去】

開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）

【現在】

現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）

【未来】

今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）

・親子で一緒に相談が出来る相談ルームがなかった。

・こどもの遊び場のあ
る相談室の設置によ
り、プライベートな空
間で相談業務が出来る
ようになった。

・時間にとらわれず、
いつも相談できるよ
う、相談ルームを活用
していく。
・庁舎内にあることか
ら、他の関係機関と連
携し相談に関われる。

・家庭相談員が4人で
業務にあたっていた。

・家庭相談員5名に増
員された。

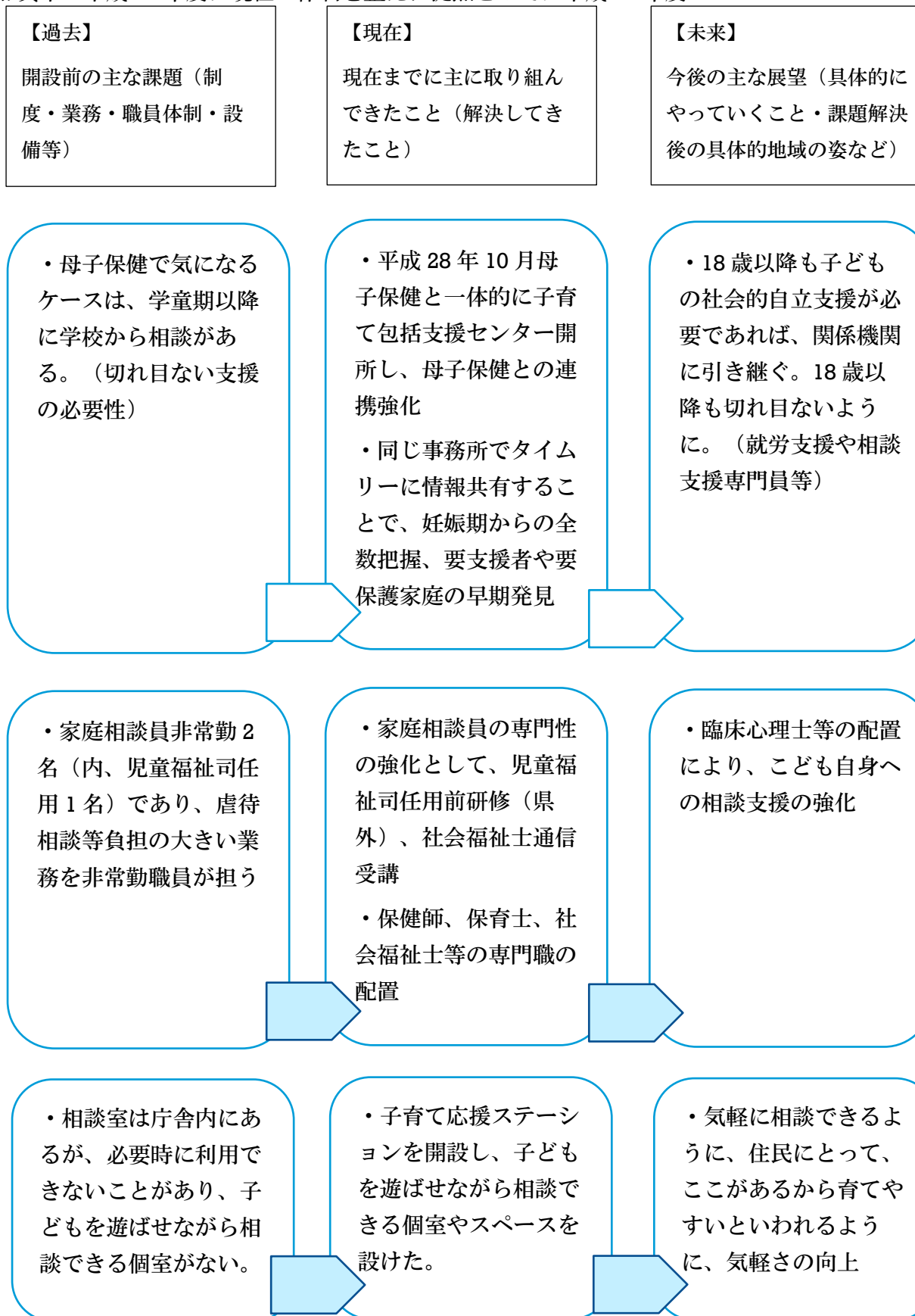
・専門性を生かして更
に決め細やかな相談業
務を行っていく。

・子育て支援の相談業
務を電話や面談で行っ
てきた。

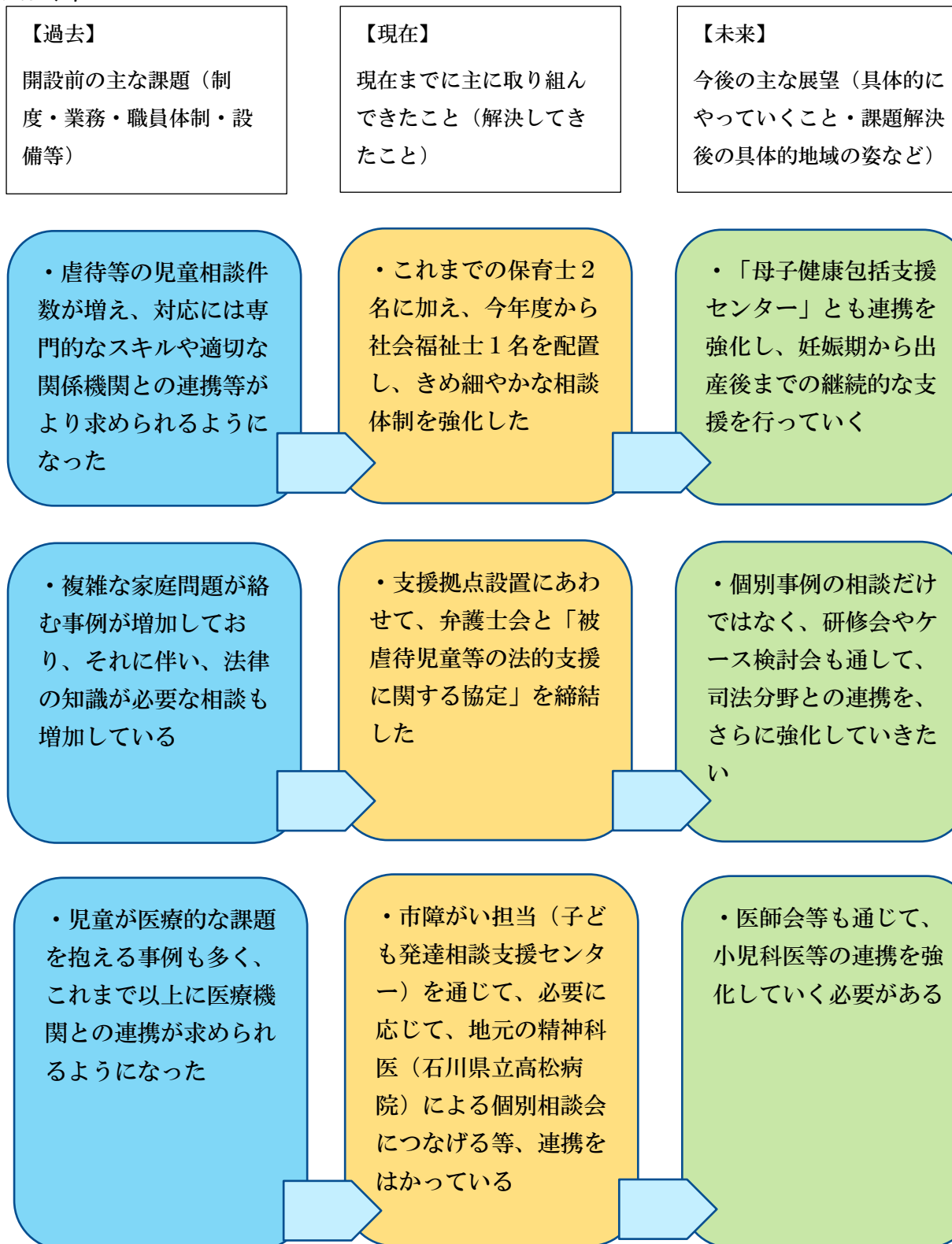
・小松市子育て相談ア
ドレスを開設し、メー
ルでの相談窓口を開設
した。

・他市や他県の動向を
見ながら今後の相談業
務のあり方を検討して
いきたい。

3. 加賀市 平成 29 年度に現在の体制を整え、拠点としては平成 30 年度～



4. かほく市



山梨県

第1：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

1. 経過（平成29年度～令和2年3月まで）

- 県では、児童福祉法第25条の2第8項に規定する「要保護児童対策調整機関の調整担当者（市町村職員）研修」について、市町村の子ども家庭支援力を底上げするため、調整担当者だけでなく、児童養護部門、母子保健部門、子育て支援部門など受講希望者を広げて実施している。
- 当該研修では、家庭において子どもが安全に安心して生活できるよう、市町村の子ども家庭支援がとても重要であることを再認識し、実際の業務に生かせるよう、ファミリーソーシャルワークの在り方や的確なアセスメント方法、面談相談の技術、要対協と関係機関の効果的な連携などを学ぶこととしている。
- 令和元年度の研修では、市町村子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という。）の役割や効果、設置を進めるための課題などについて、日本大学鈴木准教授に講義いただき、今後の設置促進を図った。

2. 県の取組（有効であったと考えているところ）

- 厚生労働省平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業にて、日本大学鈴木准教授がまとめた「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けて～スタートアップマニュアル～」 「市区町村が行う児童虐待防止対策の先駆的取組に関する調査研究報告書」を研修を通じて、市町村に配布できたことは、今後、設置を検討する市町村にとって、大変有意義な情報提供ができた。

3. 県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成29年4月現在【1自治体：甲府市】

平成30年4月現在【1自治体：甲府市】

平成31年4月現在【1自治体：甲府市】

4. 県としてのコメント

子ども家庭が多い、児童虐待相談件数が多いなど、子ども家庭支援を最重要課題として取り組む自治体は、既存の支援体制とうまく調整して支援拠点の設置を進める必要がある。また、人口などにおいて小規模な自治体は、そもそも支援拠点の必要性から検討することとなる。このため、本県では、令和2年度から、支援拠点の設置に向けた協議検討の場を設置する予定である。

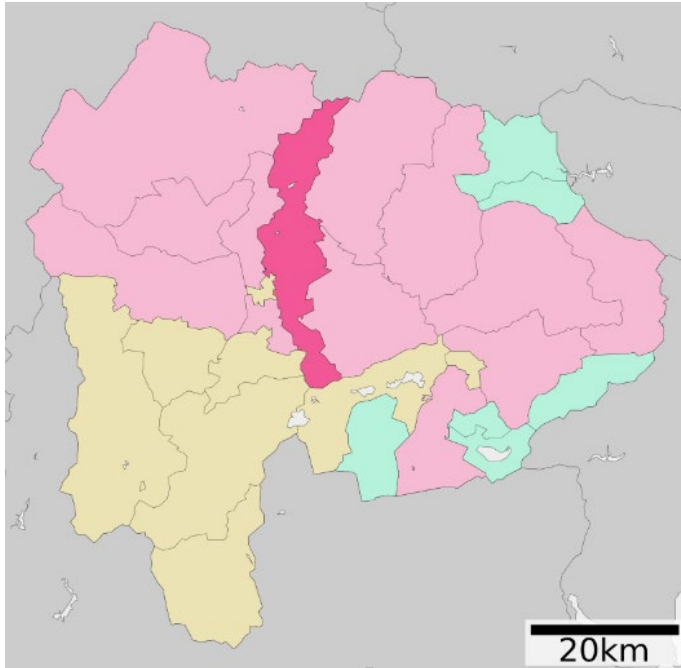
第2：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

第3：紹介自治体の詳細（甲府市）

甲府市

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



本市は山梨県の中央に位置し、南北に細長い形をしています。

市街地は甲府盆地の中心にあり、市内一円からは、北に八ヶ岳、南に富士山、西に南アルプス連峰を望みます。

②面積：212.47km²

③人口：187,868人（平成31年4月現在）

④児童数：27,601人（平成31年4月現在）

⑤類型（小規模等）：中規模型

甲府市役所 福祉保健部・子ども未来部 組織図(平成27-119)



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成28年4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

種別	養護相談		保健相談	障がい相談					
	児童虐待	*1 その他		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的	発達
平成28年度	115	1,327	267	0	0	5	1	1	22
平成29年度	115	952	212	2	2	4	0	4	35
平成30年度	76	786	251	0	2	3	0	0	6

非行相談		育成相談				*2 その他	合計
ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適正	育児・しつけ		
4	0	39	96	2	41	1,538	3,458
8	3	10	43	3	50	1,545	2,988
0	0	2	18	0	11	1,159	2,314

*1 その他：養育者の病気や入院等による養育困難、経済的困窮など「児童虐待」以外の「養育相談」

*2 その他：妊婦相談、児童相談所・警察からの対応状況紹介対応など

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアルP.12 参照】

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

令和元年度から、支援計画として資料を作成する業務量を考慮し、経過記録の中に情報・アセスメント・目標・プランを記載している。

特定妊婦への支援は、アセスメント会議を月2回実施するとともに、マイ保健師（母子保健課地区担当保健師）と同伴で訪問することが多い。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 【マニュアルP.6～7 参照】

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
母子保健課・子ども支援課連携会議 役割・連携方法・配置について等 支援方針確認会議 年3回実施 特定妊婦アセスメント会議 月2回実施	⇒	子育て世代包括支援センター（マイ保健師）との連携強化 支援方針確認会議 年3回実施 特定妊婦アセスメント会議 月2回実施

②児童相談所との連携 [マニュアル P.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
支援方針確認会議 年 3 回実施	⇒	県共通の共通アセスメントシートの活用 支援方針確認会議 年 3 回実施

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
5 つの分科会があり開催回数が多く、職員 1 ～ 2 名で運営することに苦慮した。 (①居住実態が把握できない児童に関する分科会②児童虐待 (DV) 分科会③育児支援分科会④不登校 (非行) 分科会⑤ケース進行管理分科会)	⇒	令和元年度、少年鑑別所を新たに委員に加えた。 平成 29 年度に 4 分科会にまとめ、令和元年度は各分科会の担当者を決めた (事務局対応)。今後は担当者を中心に運営していく。 (①居住実態が把握できない児童に関する分科会②児童虐待 (DV) 分科会・育児支援分科会③不登校 (非行) 分科会④ケース進行管理分科会) 個別ケース検討会議は活発に行われているが、実務者会議は情報提供や研修が多かった。 令和元年度は、個別ケース検討会議で課題が残ったり、更に広域的な支援が必要なケースなどを話し合う場を設定する。

④人員配置 [マニュアル P.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
平成 28 年 4 月現在 子ども家庭支援員：10 名 (内非常勤 0 名・嘱託職員 7 名) 心理担当支援員：1 名 (内非常勤 0 名・嘱託職員 1 名) (子ども家庭支援員と兼任) 虐待対応専門員：10 名 (内非常勤 0 名・嘱託職員 7 名) (子ども家庭支援員と兼任) その他事務職員等：0 名 (内非常勤 名)	⇒	令和元年 9 月現在 子ども家庭支援員：8 名 (内非常勤 0 名・嘱託職員 4 名) 心理担当支援員：0 名 (内非常勤 名) 虐待対応専門員：8 名 (内非常勤 0 名・嘱託職員 4 名) (子ども家庭支援員と兼任) その他事務職員等：2 名 (内非常勤 0 名) 心理担当職員の確保が難しい。 虐待対応の経験が浅い職員がほとんど。 比較的経験がある職員が、新人等の指導がで

平成28年度は事務職の配置がなかったため、地域を担当している職員が、事務の業務も担当していた。 平成29年度まで、心理担当職員含め退職者が多く相談員が定着しなかった。	きるよう、受持ちケース数を調整している。 係長職は地域を担当せず、全体を掌握し指導的役割を担っている。 元児童相談所所長にスーパーバイズを依頼し、年6回事例を通してなどアドバイスをいただいている。
---	---

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]



4. 拠点設置の効果及びメリット

子育て全般にかかる相談窓口としてワンストップ機能を果たし、また家庭支援として、保健、保育、生活福祉、障がい福祉、教育分野など、連携が必要な各関係部署と相談者とをタイムリーにつなぐ調整機能を果たしている。

長野県

第1：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

1. 経過（平成29年度～令和2年3月まで）

平成29年度及び平成30年度については、すでに子ども家庭総合支援拠点を設置した自治体に対してヒアリングを実施し、県としての設置促進に関するサポートを検討した。

令和元年度については、県内拠点設置自治体のヒアリング結果を事例集にして、年度末に市町村に配布する予定。

また、7月に日本大学危機管理学部 鈴木秀洋准教授に子ども家庭総合支援拠点のスタートアップマニュアルについて解説いただいた。また、11月には日本福祉大学社会福祉学部 平野隆之教授に県職員向けには市町村支援について、市町村職員向けには県内の子ども家庭総合支援拠点の実践発表会をとおして、市町村行政における庁内外の連携促進等について講義いただいた。

2. 県の取組（有効であったと考えているところ）

令和元年度については、各自治体にヒアリングを行い、取り組みの具体例を他市町村に波及するべく事例集を作成した。また、ヒアリングの結果から、子ども家庭総合支援拠点を設置することのサポート（国の要綱の解釈など）の他に、各市町村に対して、それぞれの実態を踏まえた他機関連携や庁内連携体制、社会資源開発、人材育成などの方法をオーダーメイドで提案できる体制が必要であることがわかった。

そのため、令和2年度からは各児童相談所に地域養育支援担当者を配置し、各市町村支援を丁寧に行い、地域全体で子育て家庭や子どもを支えられるよう地域の支援力の強化を図る予定。

子ども家庭総合支援拠点設置のための研修会及び実践発表会は、子ども家庭総合支援拠点の基礎的な知識を得る機会になったとともに、他市町村の先進的取り組みを知る機会となり、他市町村の刺激となったようである。また、県職員の市町村支援力の強化を目的に福祉を専門とする県職員に対し研修を行ったことも、職員への刺激となった。

3. 県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成29年4月現在

5自治体

自治体：飯田市、伊那市、塩尻市、辰野町、箕輪町

平成30年4月現在

10自治体

自治体：飯田市、伊那市、中野市、茅野市、塩尻市、辰野町、箕輪町、阿智村、木曽町、池田町

平成 31 年 4 月現在

15 自治体

自治体：飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、茅野市、塩尻市、千曲市、辰野町、箕輪町、阿智村、木曽町、生坂村、池田町、白馬村

4. 県としてのコメント

子ども家庭総合支援拠点は設置するだけでなく、中身が大切だと思っています。拠点未設置市町村に対しては、拠点設置について支援を行い、拠点設置済の市町村については、拠点の充実の支援を行うように考えています。

第2：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

1. 伊那市

【過去】

開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）

【現在】

現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）

【未来】

今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）

総合的な相談窓口がなく、各機関がそれぞれに対応していた。

・伊那市子ども相談室設置要綱を制定し、子どもに関する相談窓口を集約し、

(1)家庭児童相談・教育相談に関すること。

(2)要保護児童対策地域協議会の運営

(3)教育支援委員会の運営

(4)指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の運営

(5)幼稚園・保育園・小学校・中学校の巡回相談

(6)関係機関との連携に関すること。

(7)子どもや保護者の支援に関すること。
の事業を行っている。

令和2年度から国の市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業を利用し、民間NPO団体に委託し、レスパイト事業を開始予定。

これにより、保護者の養育への不安感等の軽減を図り、虐待防止や虐待案件の重篤化を予防する。

また、里親や、レスパイト事業への協力家庭を増やし、地域全体での子育て支援体制を整備していきたい。

あわせて、児童相談所と協力して、里親制度の周知を図り、増加につなげたい。

第3：紹介自治体の詳細（伊那市）

伊那市

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）

長野県



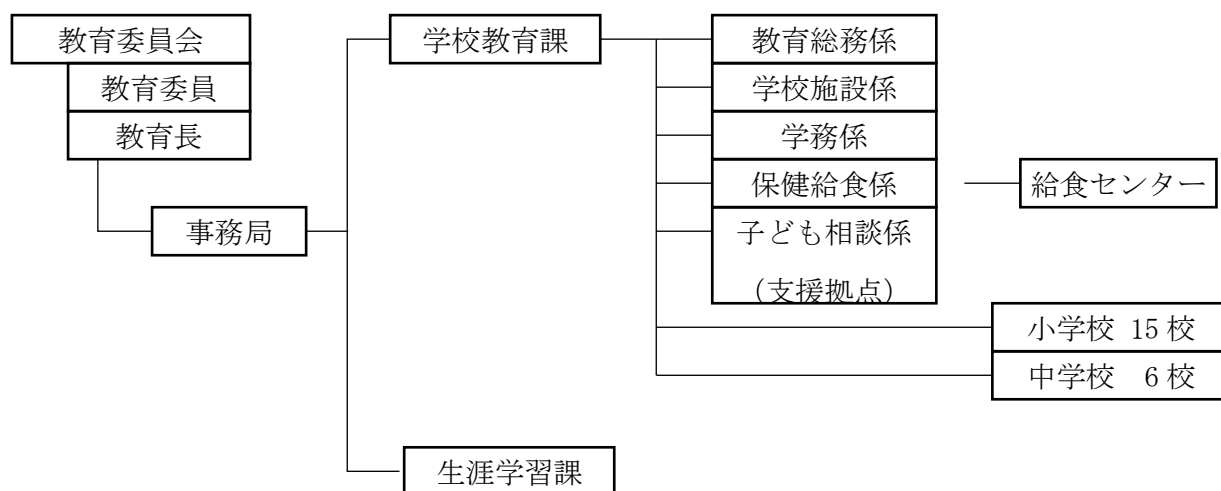
②面積：667.93 km²

③人口：67,876 人（令和元年 9月現在）

④児童数：10,668 人（令和元年 9月現在）

⑤類型（小規模等）：小規模B型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月： 平成29 年 4 月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

平成28年度	6,018 件	うち児童虐待件数	336 件
平成29年度	4,978 件	うち児童虐待件数	209
平成30年度	4,919 件	うち児童虐待件数	149

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアル P.12 参照】

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

（1）子ども家庭支援業務にかかる業務

ア 実情の把握

- ・子どもや家族・同居以外の親族について、養育環境全般について関係機関（P.13 の具体例やインフォーマル含む）から必要な情報を収集している。所得や滞納状況、各種手当や手帳の取得の有無についても把握している。情報収集後、支援拠点で対応した方が良いケースか否かを要対協事務局で検討する。支援拠点の対応でない場合は、母子保健や在籍機関（小中学校・保育園）等にお問い合わせする場合もある。その時は理由と支援方針について検討し、状況の変化（具体的に検討しておく）があればいつでも情報をいただくことの確認をしておく。
- ・初期段階で確認しておく情報収集の内容は組織で共有できている。
- ・個別のケース支援会議をできる限り開催（H30年度は252回開催）し、経時的に変化する実状の把握に努めている。
- ・支援拠点の中に保健・医療・福祉・教育の職員がいるので、0歳から15歳までの子どもは繋がっており家庭環境や発達状況の把握はしやすい。
- ・進行管理をしている子ども全員について、在籍する機関（保育園・幼稚園・子ども園・小中学校・高校・母子保健）から4ヶ月に1回文書で情報をいただく。心配な状況あるときは随時情報をいただく。
- ・居住実態が把握できない子どもは母子保健や小中学校から情報をいただき、支援拠点で対応を検討する。必要に応じて警察等とも連絡を取り合う。

イ 情報提供

- ・相談者の理解度等状況に応じて渡す資料等にマーカーを引いたり、付け加えたりするなどしている
- ・関係機関への情報提供については、誰にどんな内容を伝えるかについて、相談者の許可を得て行う場合が多いが、許可がない場合は情報提供の手法について詳細に協議する。

ウ 相談対応

- ・子どもの最善の利益や権利の保障という目的からずれないよう意識はしているものの、

対応する機関や職員により温度差があったり、保護者との関係構築が難しくなかなか介入が困難であったりするケースはある。

- ・相談者のニーズを把握しそれに応じた支援について情報提供し、相談者が決定できる支援を心掛けている。子どもが健やかに育つ課題等について相談者のニーズが異なる場合は、相談者自身が気づける支援を心掛けている。
- ・支援拠点の中に保健・医療・福祉・教育の職員がおり、0歳から18歳までの子どもについて、様々な相談に応じられる体制にある。相談内容により、有効な相談ができる職種に繋いでいる。人的体制や能力は支援拠点全体で共有している。
- ・担当者とのマッチングの問題も起こることがあり、担当者の変更はある。
- ・1相談者につきできる限り2人体制で対応している。内容に応じて母子保健の保健師や生活保護のCW等と同伴で行う場合もある。要対協事務局の4人で毎週1回、その週の相談者について情報共有や支援方針等について協議し、担当者がいない時でも相談できる体制を整えている。面談間隔は担当者に任されているが、週1回の会議時に協議される時もある。
- ・民間含めて多様な関係機関や担当者とは繋がっており、連携がとりやすい状況にある。市役所以外の関係機関の社会資源の更新ができていない。
- ・繋いだ後のフィードバックについては、重症度によりする場合と関係機関に任せる場合とある。
- ・児童相談所への連絡・相談や送致を行うルールは定めてある。緊急度や重症度が高いと判断した事例についてはすぐに児相に通告している。困難事例について、専門的な見立てや支援方針への援助を求めている。
- ・自助・共助が乏しい相談者については、相談窓口や学校・病院等に同行したり、サービス利用の手続きの応援をしたりしている。

エ 総合調整

- ・虐待リスクの高い事例等は個別検討会議を頻繁に開いているので、情報共有や課題についての役割分担ができています。次回の会議で対応の検証と支援方針の見直しを行う等、PDCAサイクルによる支援を継続している。経時的に様々な課題が発生するので、その状況により関係機関を組み合わせている。個別検討会議の合間に発生した情報について、必要なことは関係機関へ情報の発信を行う。
- ・保護者が難しかったり貧困家庭であったりすると、子どもの権利が守られていない事例も多い。特に前者の場合は支援をどう組み立てるかが難しい。
- ・療育部門（発達支援部門）、虐待部門、教育部門が同一係であるので、相互の情報交換はしやすい。療育部門が母子保健分野の健診や発達支援事業に関わったり、保育園を巡回したりして虐待のリスクを含めて子どもの発達を把握している。
- ・母子保健や生活困窮者、障がい関係、一人親関係などは虐待部門と同一敷地内ではないが実務者会で月1回は全ケースについて情報共有等行っている。また月に1回、母子保健担当者と一人親担当者、虐待部門の保健師等と健診や訪問、母子手帳交付時等に虐待

のリスクが心配されるケースについて情報共有と支援方針について協議している。

- ・月1回実務者会を実施し、2ヶ月で全ケースの進行管理ができるようにしている。進行管理表は、在籍機関からの情報をいただくのに合わせて4ヶ月に1回更新している。困難ケースの検討や、新規虐待通告の報告、進行管理を終了とするケースの提案も合わせて行っている。

●実務者会構成メンバー

市役所関係（子育て支援係長、一人親担当者、障害福祉係CW、保健師、学校教育課指導主事）、弁護士、児童相談所、警察署、要対協の事務局全員

（2）要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務

ア 相談・通告の受付

- ・要対協の対象の児童が支援拠点につながってくるよう、虐待通告や対応の流れ等について研修会を、関係機関に対して行っている。
- ・SOSを受け止めたり引き出せるような研修は対応する職員ができるかぎり受講している。
- ・情報収集項目はある程度は統一されている。
- ・関係機関、リスクが高く心配される家庭からは、時間外でも24時間365日相談ができるような体制を整えている。職員が携帯電話を常に持ち対応。家庭状況により保護者と子どもにSOSを出せるよう携帯電話番号を教えておく。

イ 受理会議

- ・随時その場にいるメンバーで暫定的に緊急受理会議を行っている。管理職にはあとから報告する場合も多い。
- ・緊急度や重症度が高い場合は、一時保護の有無等の簡単なアセスメントを行い、情報が不十分でも児相に通報する。

ウ 調査

- ・通告後、早期にできる限り傷痕の確認や子どもから話を聞けるよう努めている。子どものニーズが支援に生かされるよう努めている。
在籍機関からここに至る経過、保護者の養育状況、保護者や子ども・在籍機関との関係性、保護者の人となり、協力者の有無や関係性の良い人の有無等把握してくる。
- ・関係する幅広い機関から多角的な情報を集める（1）のア参照。緊急度が低い場合は後日、必要に応じて個別ケース検討会議を開き足りない情報を収集し支援のためのニーズの把握に努めている。児相との共有アセスメントシート（A3一枚のもの）を使うことを心掛けている。
- ・保健、医療、福祉、教育のスタッフが同一係内にいるので多方面からの調査はしやすい。

エ アセスメント

- ・個別ケース支援会議では共通アセスメントシートを活用し緊急度やリスク判断、課題

や支援内容の検討を行うよう努めているが、支援の評価など支援の途中で何回も活用は難しい。

- ・個別ケース支援会議は進行管理対象家族の7割は開催している。開催頻度は月1回から3か月に1回などケースの状況により異なる。保護者や子ども本人にも参加していただき意見を聞く場合もある。
- ・医師・弁護士に相談するルートはできている。弁護士の相談料を予算化している。

オ 支援計画の作成等

- ・上記アセスメントに基づき、個別支援会議にて支援計画を作成している。支援の過程で緊急事態が生じる可能性の高いケースについて起こりうることを出し、具体的な対応を決めている。
- ・保護者や子どもが参加する場合は、関係者が終了後、時間差で行う。子どもや保護者の意見を聞きながら白板に記入し印刷して保護者に渡す。
- ・進行管理目標と見直しは個別ケース支援会議の内容に基づき、担当者が中心にしている。組織的に確認はしていない。

カ 支援及び指導等

- ・本人だけでなく保護者や家族、別居の親族についても必要に応じて支援をしている。
- ・ジェノグラムや支援マップをできる限り作成している。
- ・子どもや家庭の状況に合わせた支援方法を保護者とも相談して選択している。
- ・行政の様々なサービスや地域の資源、産前産後事業や子ども食堂等は熟知して提供している。
- ・こういう社会資源が欲しいと思っても作るまでする余裕がないが、民間の方の協力を得て、要保護児童のファミリーサポート、レスパイト事業を試験的に実施している。
- ・情報の記録はしているが、現場対応に追われて落ちていることもある。児童家庭相談システムは導入されていない。
- ・家庭復帰に当たり、必要な関係機関と連携し支援継続のためのコーディネートはできている。

キ 児童記録票の作成

- ・担当者の不在時でも対応できるように子どもごと作成し、あいうえお順に保管・管理している。
- ・妊婦については受理段階から作成し妊婦自身の記録を残している。
- ・特別養子縁組についての情報も提供しているが、相談の経過については簡単に記録している。

ク 支援の終結

- ・支援の終結については、方針決定前に担当者間で協議する。
- ・終結理由・根拠、日時、次への支援をお願いする機関を明記し一覧表にして実務者会で提案し、承認されれば終結とする。
- ・見守り等支援をお願いする機関へは事前に相談し承諾を得ておく。
- ・再発や特定妊婦に繋がる事例があるので、記録を長期保存している。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P. 6～7 参照]

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組
(1)(2) に記載した内容はすでに取り組んでいた。	⇒	開設前と同じ

②児童相談所との連携 [マニュアル P. 9 参照]

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組
・月に 1 回の実務者会にて、全体の半分のケースについて情報共有している。2 か月で全ケース情報共有をしている。 ・必要に応じて個別ケースについて情報交換や役割の分担をしている。 ・コミュニケーションが円滑にでき連携は良く協働している。 ・年に 1 ～ 2 回全ケースについて主担当やケースの見立て、援助方針・ランクの見直し等協議し組織として決定している。 ・児相が終結しても、支援拠点として支援を関係機関と連携して継続しているケースは多い。	⇒	開設前に同じ

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組
・要対協の活用については代表者会・実務者会・関係機関の構成員研修会等で周知している ・個別ケース検討会議では、ケースの見立てや役割分担、具体的行動をいつごろまでに、詳細にわたって協議されている。その司令塔としての役割を要対協が果たしている。	⇒	開設前に同じ

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組
子ども家庭支援員：4 名（内非常勤 3 名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員： 名（内非常勤 名） その他事務職員等：1 名（内非常勤 名） ※子ども家庭支援員は虐待対応専門員を兼務	⇒	子ども家庭支援員：4 名（内非常勤 3 名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員： 名（内非常勤 名） その他事務職員等：1 名（内非常勤 名） ※子ども家庭支援員は虐待対応専門員を兼務

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]

事務室



相談室 1



児童発達支援事業所内にあり、上記のほかに施設内の相談室 4、会議室 1 が使用可能。

4. 拠点設置の効果及びメリット

- ・支援拠点設置以前から伊那市子ども相談室として同様の業務を行ってきており、現状では大きな変化はない。
- ・今後、拠点設置の周知が市職員や関係機関に広がることで、今以上に関係者の意識の向上を図りたい。

岐阜県

第1：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

1. 経過（平成29年度～令和2年3月まで）

令和元年10月16日

厚生労働省による、子ども・子育て支援推進調査研究事業（子ども家庭総合支援拠点の設置促進に関する調査研究）によるアドバイザー派遣を活用し、県内市町村職員向けに研修会を実施した。

2. 県の取組（有効であったと考えているところ）

支援拠点とは何か、設置が義務化されたこと等の初歩的な内容から実際に拠点を立ち上げた事例を踏まえた話を行うことで、参加者に拠点設置の意識付けを行うことができた。

3. 県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成29年4月現在【1（数）自治体：高山市】

平成30年4月現在【2（数）自治体：高山市、岐南町】

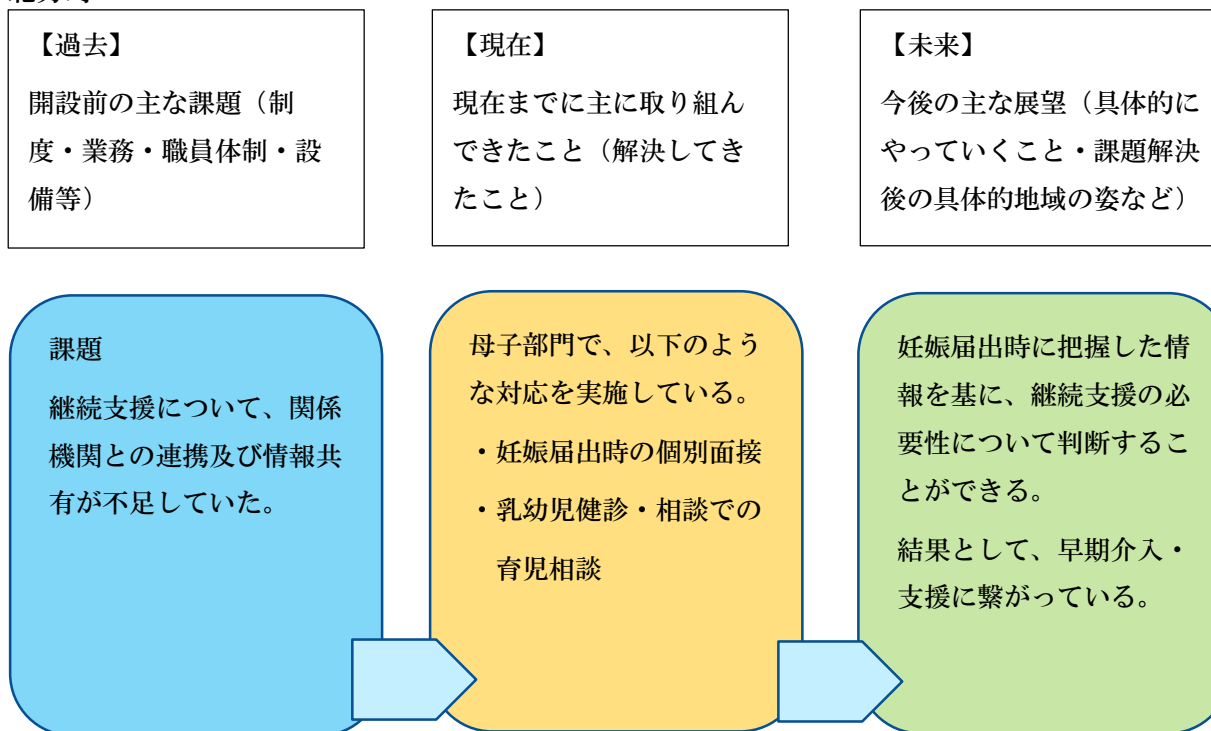
平成31年4月現在【5（数）自治体：岐阜市、高山市、岐南町、北方町、白川町】

4. 県としてのコメント

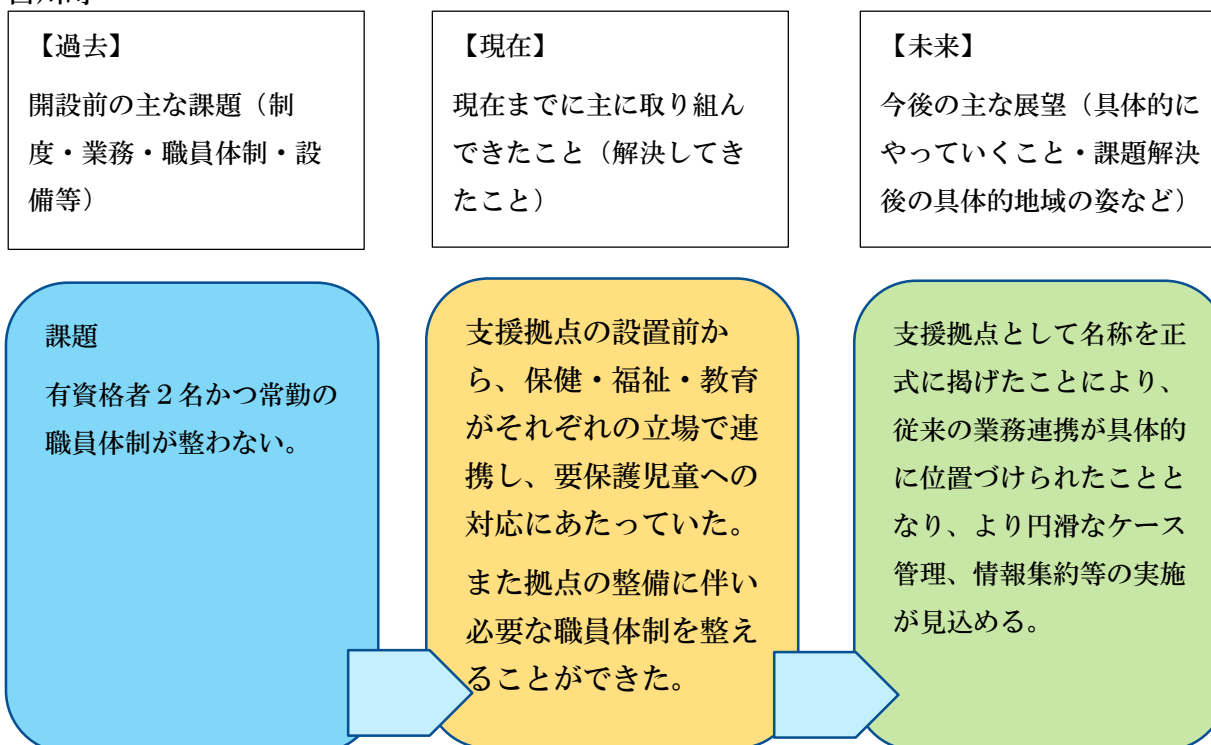
アドバイザーの派遣については、次年度以降も継続を予定している。

第2：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

1. 北方町



2. 白川町



イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアル P. 12 参照]

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

・児童虐待対応の主の相談窓口及び関係機関との調整役として役場にある福祉健康課が担っている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P. 6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
妊娠届出時の個別面接 乳幼児健診・相談での育児相談	⇒	妊娠届出時に把握した情報を基に、継続支援の必要性について判断し早期に介入・支援している。 子育てに関する社会資源の情報発信。

②児童相談所との連携 [マニュアル P. 9 参照]

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
虐待等の相談（情報）が入った場合、児童相談所へ連絡し対応について相談を行っている。	⇒	変更無し

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
虐待等の相談（情報）があった児について随時、進行管理会議等において情報の共有や要対協での管理などを行っている。	⇒	変更無し

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：2 名（内非常勤 1 名）	⇒	子ども家庭支援員：3 名（内非常勤 2 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]



(親子交流スペース)



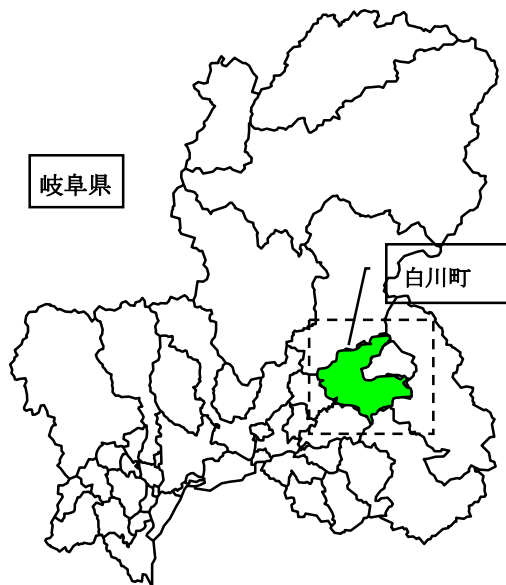
(相談室)

4. 拠点設置の効果及びメリット

- ・相談窓口の明確化により情報集約ができ、切れ目のない支援が行える。

白川町

1. 自治体の概要



① 県内地図（県内の市等の位置）

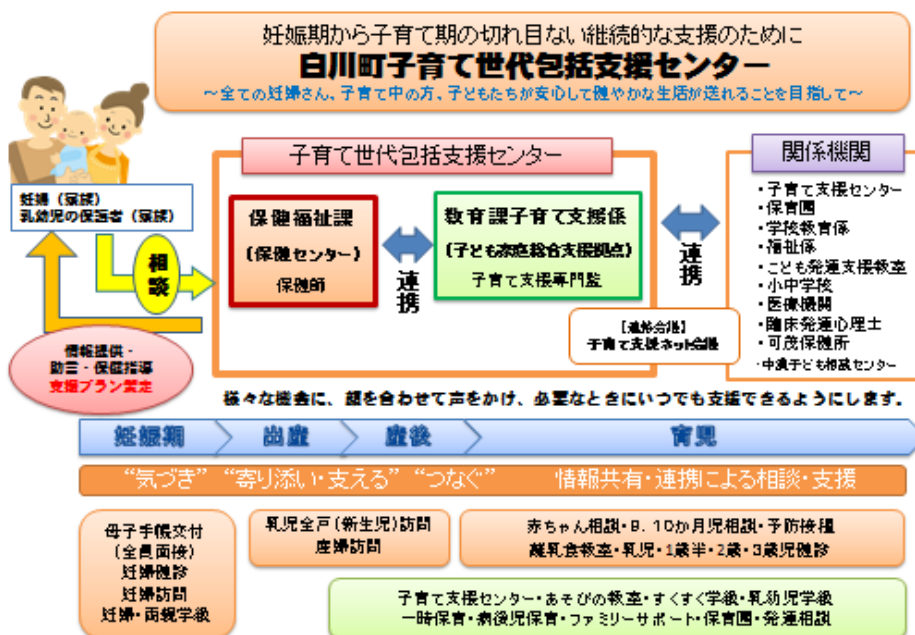
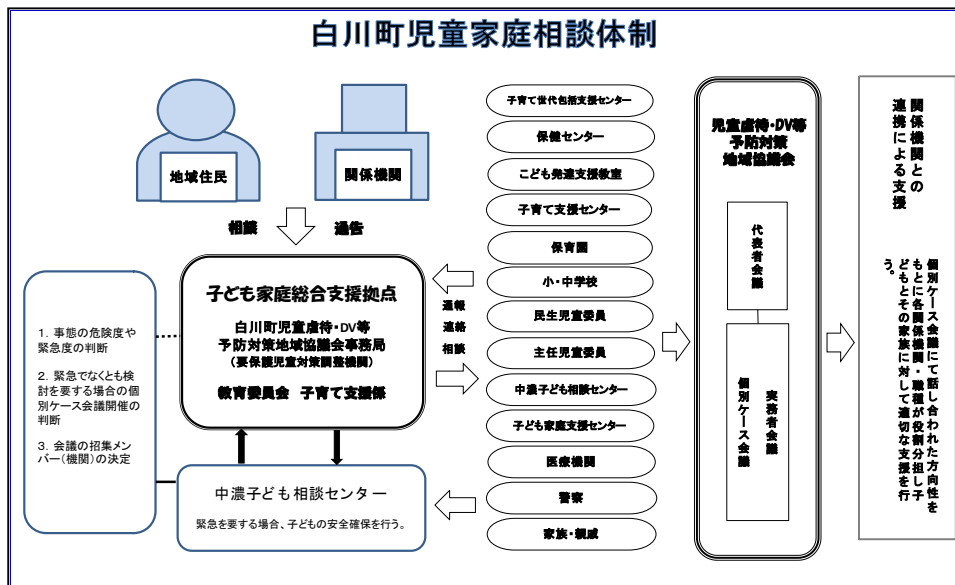
② 面積：237.89 km²

③ 人口：8,116人（R元年9月現在）

④ 児童数：917人（R元年9月現在）

⑤ 類型（小規模等）：小規模A型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：H31年4月】

(2) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

H28 109件（内虐待32件）

H29 78件（内虐待30件）

H30 93件（内虐待31件）

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアルP.12 参照】

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

教育委員会内の子育て支援係が子ども家庭総合支援拠点とし機能している。また、1つの部署として子育て世代包括支援センターが存在するわけではなく、保健センターと子育て支援係の職員が連携して業務を行うシステムとなっている。特に平成11年4月から、保育園を含む子育て支援関係の業務が教育委員会に入り、更に保健センターの健診や福祉部門の療育関係の業務にも、保健・福祉・教育がそれぞれの立場で連携し、0歳～18歳までを一貫した目で見えるシステムを続けている。ケース管理、情報集約、連携会議等、拠点の4業務は教育委員会子育て支援係の子育て支援専門監が中心となって行っている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 【マニュアルP.6～7 参照】

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
以前から保健・福祉・教育の連携は取られていた。	⇒	2019年から子育て世代包括支援センターを正式に立ち上げたことから、同時に子ども家庭総合支援拠点も一体的に取り組むこととした。

②児童相談所との連携 【マニュアルP.9 参照】

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
以前から連携は密にしている。	⇒	連携の取り方に特に変わりはない。

③要保護児童対策地域協議会の活用 【マニュアルP.8 参照】

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組
連携を密にしケースに応じて活用している。	⇒	連携の取り方に特に変わりはない。

④人員配置 〔マニュアル P. 4、25～27 参照〕

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組
子ども家庭支援員：2 名（内非常勤 0 名） 保育士 1 名、教員 1 名	⇒	子ども家庭支援員：3 名（内非常勤 1 名） 保育士 1 名、教員 2 名（内非常勤 1 名）
心理担当支援員： 名（内非常勤 名）		心理担当支援員： 名（内非常勤 名）
虐待対応専門員： 名（内非常勤 名）		虐待対応専門員： 名（内非常勤 名）
その他事務職員等： 名（内非常勤 名）		その他事務職員等： 名（内非常勤 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 〔マニュアル P. 27 参照〕



4. 拠点設置の効果及びメリット

子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センターという名称を正式に掲げたことにより、今までの業務が具体的に位置づけられた。

静岡県

第1：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

1. 経過（平成29年度～令和2年3月まで）

市町職員が「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に求められる役割、具体的な運営方法について理解を深めること、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進し、市町の相談支援体制の一層の充実を図ることを目的に、平成30年度から市町向け研修を実施している。

年度	内容	参加者	日時	会場
平成30年度	市区町村子ども家庭総合支援拠点研修会	市町児童福祉主管課職員、児童相談所職員、県健康福祉センター職員等	平成31年2月5日（火）	プラザ・ヴェルデ（沼津市）
			平成31年2月7日（木）	男女協働参画センターあざれあ（静岡市）
			平成31年2月13日（水）	浜松総合庁舎（浜松市）
令和元年度	市区町村子ども家庭総合支援拠点研修会（母子保健セミナー合同開催）	市町児童福祉主管課職員、市町母子保健主管課職員、児童相談所職員、県健康福祉センター職員等	令和2年1月21日（火）	静岡産業経済会館（静岡市）
	市町向け個別学習会	森町児童福祉主管課職員、母子保健主管課職員	令和元年9月19日（木）	森町保健福祉センター
		掛川市児童福祉主管課職員、母子保健主管課職員、人事・企画担当職員	令和元年11月25日（月）	掛川市役所
	地区別研修会（児童相談所管轄ごと）	市町児童福祉主管課職員、児童相談所職員	令和元年12月26日（木）	中央児童相談所会議室（藤枝市）

※3月に予定していた東部・富士児童相談所、西部児童相談所における地区別研修会は延期

2. 県の取組（有効であったと考えているところ）

○開催場所の配慮・効果

- ・多くの市町職員に参加していただけるよう、平成30年度の研修会は県内3か所で実施した。令和元年度は静岡市内での「全体研修」に加え、「児童相談所管轄単位での地区別研修会」、「各市町に出向いての学習会」を実施している。
- ・「児童相談所管轄単位での地区別研修会」を実施することで、身近な市町との横の繋がりが深まるとともに、児童相談所職員も多く研修に参加することが出来、児童相談所職員の支援拠点への理解が進むこと期待される。
- ・また、「各市町に出向いての学習会」では、児童福祉主管課職員だけでなく、母子保健主管課職員、人事や企画を担当する職員等も参加している。各市町において支援拠点（組織体制）をどのように作っていくのか議論を始めるきっかけ作りとなっていると考えられる。

○参加者の構成・効果

- ・平成30年度の研修会では、支援拠点の運営に携わる職員だけでなく、設置に携わる職員（課長クラス）の参加を呼びかけた。人事、予算要求を行う立場にある人の参加により、各市町において支援拠点設置への意識が高まることが期待される。
- ・令和元年度は、支援拠点との関係が深い「子育て世代包括支援センターとの連携」「児童相談所との連携」をテーマに研修会を企画した。母子保健セミナーとの合同開催とし、母子保健主管課職員の参加を呼びかけた。母子保健主管課職員にも支援拠点を知ってもらうことで、各市町における支援拠点と子育て世代包括との連携や、特に小規模自治体における子育て世代包括を主体とする支援拠点の設置について考える機会となったと思われる。

○研修会の構成・効果

- ・支援拠点について説明を聞く、学ぶのみではなく、現在の市町の相談支援体制と結びつけながら、強みや弱み・今後のあり方について市町職員が主体的に考えることを目的に、研修会は講義＋グループワークで構成している。

3. 県内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧

平成29年4月現在【4市 自治体：熱海市、藤枝市、焼津市、袋井市】

平成30年4月現在【5市 自治体：熱海市、藤枝市、焼津市、袋井市、富士市】

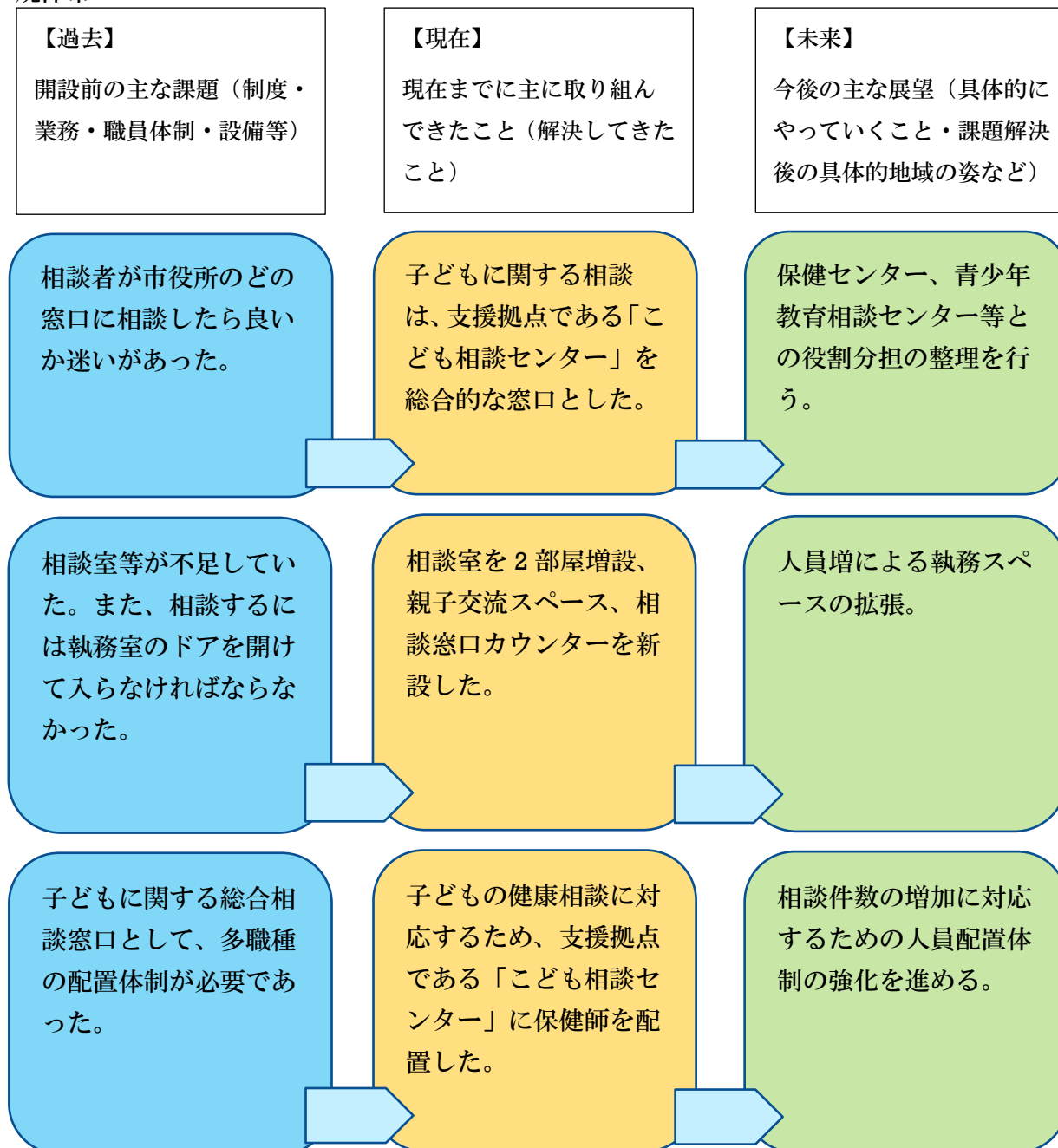
平成31年4月現在【10市 自治体：熱海市、藤枝市、焼津市、袋井市、富士市、伊東市、伊豆市、富士宮市、島田市、磐田市】

4. 県としてのコメント

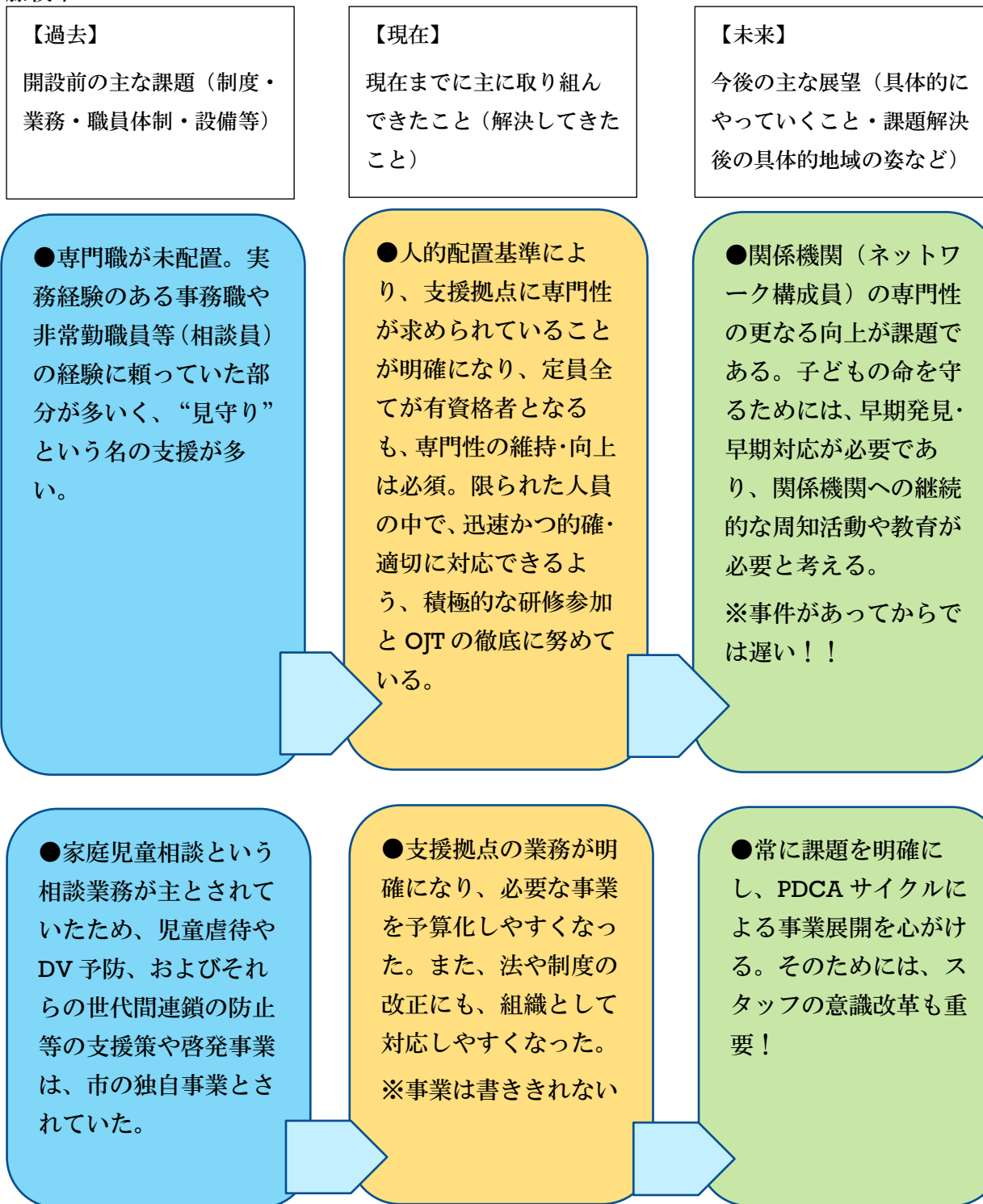
支援拠点の設置が目標ではなく、静岡県内に「支援拠点」が増え、地域における児童相談支援体制がより充実していくことが大切である。県内の35市町の人口、財政規模、組織体制は様々であり、必要な情報や支援も異なるため、市町の現状を把握すること、市町のニーズを把握すること、ニーズに合わせた支援を行うこと意識し、今後も取り組んでいきたい。

第2：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

1. 焼津市



2. 藤枝市

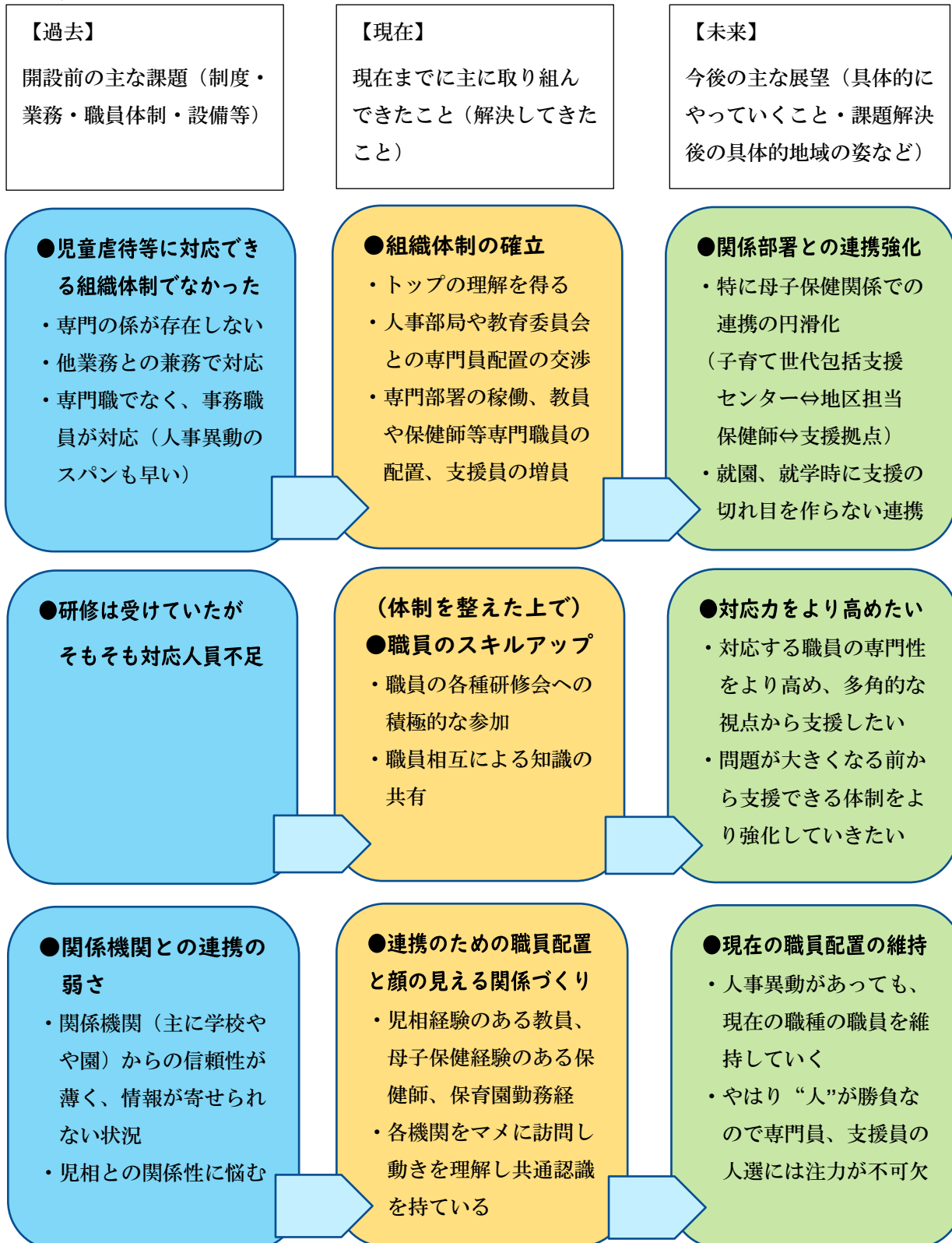


●児童虐待においては、児相の下部組織が市町村という認識が主であり、上下関係の中での協議はほとんどなかった。ケース対応でも、児相の指示待ちが多く、協議による対応や支援計画の立案はできていなかった。当日や事後の退所連絡や報告は当たり前で、児相の終結判断に意見を述べることはできなかった

●「支援拠点は児相の下部組織ではなく、役割が異なる対応機関である」との位置づけから、役割分担を強く意識した、地域支援における強みを生かしたチーム対応に心掛けている。機会があるごとに、児相とのケース協議や、支援拠点へのケース指導委託や児童福祉事務所送致を提案している。

●支援拠点のスーパーバイズを他機関に求め、確立していく。

3. 磐田市



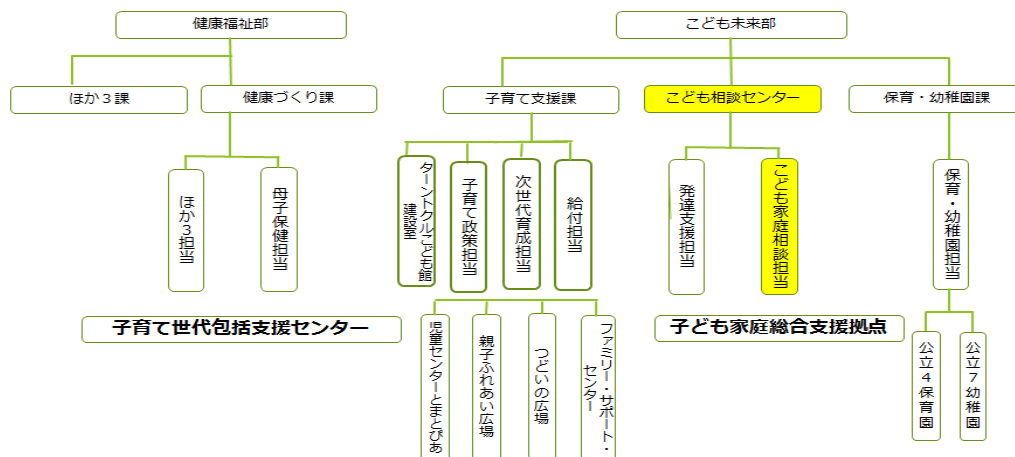
焼津市

①県内地図（県内の市等の位置）



- ②面積：70.31K m²
 ③人口：139,499人（2019年6月現在）
 ④児童数：21,375人（2019年6月現在）
 ⑤類型（小規模等）：小規模C型

組 織 概 要



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：29年4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

	H28年度	H29年度	H30年度
養護相談（児童虐待）	356件（205件）	322件（139件）	390件（155件）

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアルP.12参照】

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

①と⑤

小学校教諭をケースワーカーにすることで、市内公立小中学校との連携を強化している。

民生委員、主任児童委員の会合に出席し地域との連携を強化している。

保健師を配置することで、保健センターとの連携を強化している。

②

相談者が人目につかずに来所できるようプライバシーに配慮した場所に窓口を設置した。

全職員が情報共有するため、また支援方針を検討するために、毎朝前日の対応について協議や報告を行っている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 【マニュアルP.6～7参照】

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
拠点の設置後に子育て世代包括支援センターが設置されたため、開設前の取組なし	⇒	月一定期連絡会の実施 ケースに関する情報共有と協働

②児童相談所との連携 【マニュアルP.9参照】

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組
虐待対応における協働と連携 要対協実務者会議や個別ケース検討会議への参加依頼	⇒	虐待対応における協働と連携 要対協実務者会議や個別ケース検討会議への参加依頼 児相による児童虐待対応のスキルアップのための研修会の実施 総合会議への出席によるケース対応の研修、連携の強化

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組
ケース検討と関係機関の役割分担の確認 専門家からの助言 進行管理	⇒	ケース検討と関係機関の役割分担の確認 専門家からの助言 進行管理

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組
子ども家庭支援員：3 名（内非常勤 名） 心理担当支援員：1 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員：3 名（内非常勤 名） その他事務職員等：1 名（内非常勤 1 名）	⇒	子ども家庭支援員：3 名（内非常勤 名） 心理担当支援員： 名（内非常勤 名） 虐待対応専門員：3 名（内非常勤 名） その他事務職員等：1 名（内非常勤 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]



4. 拠点設置の効果及びメリット

①支援拠点としての職員配置人数が定められているため、職員確保の根拠として人事当局に要求ができる。結果として、職員が増え、かつ教諭、保健師、保育士、心理士、社会福祉士等、多職種の職員が配置されることとなれば、多角的な視点での支援が行えることとなり、惹いては支援拠点でのワンストップサービスにつなげることができる。

②支援拠点として、相談室、親子の交流スペース、事務室等の設備を設けることが定められているため、施設整備要求の根拠となる。結果として、専用の相談室が確保できれば、相談者の相談時間のニーズにも多分に対応できることとなり、市民サービスの向上や相談業務の効率化につなげることができる。

藤枝市

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



②面積：194.1 km²

③人口：144,900人（令和元年8月現在）

④児童数：18歳未満22,943人（令和元年8月現在）

⑤類型（小規模等）：小規模C型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

「藤枝市子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱」（平成29年4月1日制定）に定める事業は、健康福祉部子ども家庭課にて実施する。

健康福祉部 (福祉事務所)	福祉政策課	福祉政策係、地域福祉係、事業所指導係
	自立支援課	障害者総合支援係、障害福祉係、生活福祉係、自立生活サポートセンター担当
	児童課	子育て政策係、保育推進係、子育て応援係、訪問支援担当、前島保育園、岡部あさひな保育園、岡部みわ保育園、発達教育担当、前島子育て支援センター担当、あさひな子育て支援センター担当、きすみれ子育て支援センター担当、高洲子育て支援センター担当、青島北子育て支援センター担当、藤枝子育て支援センター担当
	子ども家庭課	家庭児童相談係、家庭児童相談担当、子ども支援給付係
	子ども発達支援センター	発達支援係
	介護福祉課	長寿係、保険係、認定係
	地域包括ケア推進課	地域支援係、医療・介護連携係
	国保年金課	国民健康保険税係、国民健康保険給付係、後期高齢者医療係、国民年金係
健やか推進局	健康企画課	健康企画担当、地域医療担当
	健康推進課	地域保健係、成人保健係、健康支援係、母子保健係

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成29年 4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

児童虐待対応（ケース登録）件数の推移			
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新規	46	103	93
継続	152	111	157
合計	198	214	250

児童虐待相談件数の推移			
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数	1,156	2,037	2,427
割合	14.9%	24.1%	31.7%

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアルP.12 参照]

拠点としての4業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

①

- ・虐待通告の意識を高めるため、特に子どもの状況を把握できる（子どもと家族に接点がある）市内全ての小中学校、幼稚園、認定子ども園、子育て支援センター、放課後児童クラブに対して、通告と要対協機能について訪問説明し、地区担当者と顔の見える関係を構築しておく。（令和元年度は122施設実施）
- ・虐待初期対応について「出前講座」という形で研修を行い、関係機関（保育園等）の虐待発見時の対応能力向上を図る。関係機関との連携強化と情報提供元の対応能力向上により、早期に正確な状況を把握できると考えている。

②

- ・相談対応能力向上のために非常勤職員も含めて研修参加を推進している。
研修参加状況：H29：46回119延人、H30：50回117延人
（児童虐待・DV対策等総合支援事業補助金、子ども・子育て支援交付金等を活用）

③

- ・健康管理システムの共用（虐待・母子保健・発達）による情報共有。
H30年度より、教育・障害担当とのシステム共用開始。
- ・要対協専門部会（3部会）への虐待担当職員の参加。

④

- ・ケース対応時には、県作成の「市町村職員のための子ども虐待対応マニュアル」に沿った共通アセスメントシートを用いその後の調査で、今ある情報・必要な情報、リスクを整理し、対応に活かしている。
- ・傷痕撮影の際に客観的な資料とするために、スケールを導入している。
- ・処遇検討会議を週1回開催（虐待担当全員）。
- ・虐待部門と教育部門が同一フロアにあり、相互の情報交換を行っている。
- ・生活困窮者自立相談支援機関（自立生活サポートセンター）が同一建物内（本庁内）にあり、相互の情報交換や相談案内を行っている。
- ・ひとり親支援部門が虐待担当と同一課内にあり、相互の情報交換を行っている。
- ・子育て支援施策担当（児童課）が虐待担当課の隣にあり子育て支援センター・保育園・放課後児童クラブ等に係る情報交換を行っている。

⑤

- ・子ども育成支援事業（＝具体的支援手段の一つとして、ネグレクト児を対象に『子どもの第3の居場所』として、送迎付きで宿題・遊び・食事等を提供する世代間連鎖防止事業）を NPO 法人^{*}に委託で行っている。

※平成29年度に行った、ネグレクト家庭への支援調査事業をきっかけに、主任児童委員・子ども食堂運営団体等福祉活動を行う市民を主体として、平成30年度、子ども育成支援事業検討会を発足。先進地視察や子どもへの直接的支援及び親に対する支援を実証事業として行い、また、子どもの居場所事業交流会の開催等、官民協働による事業実施に向け検討を重ねた結果、平成31年2月、子ども育成支援事業を主たる活動目的としたNPO法人が認証された。

- ・虐待の予防対策として、支援を要する子ども達（貧困家庭やひとり親など）に対する地域における居場所事業（子ども食堂等）へ補助金を交付。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアルP.6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
・健康管理システムにより虐待部門と保健部門が双方の情報を共有する。 ・要対協専門部会（月1回）を虐待・DV部門と特定妊婦・要支援児部門で一体運営している。（児童虐待・DV部会として運営） ・虐待部門に保健師を2名配置し、母子保健部門との連携を強化。 ・虐待担当と母子保健担当により月1回アセスメント会議（特定妊婦・要保護児童・養育		・システムは、虐待・母子保健・発達支援にて共用。H30より教育・障害にも拡大。 ・継続している。 ・「藤枝市子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱」を制定し、支援拠点としての資格要件が明確化されているため、人事課との交渉根拠としている。 ・継続している。

支援訪問対象)を実施。 ・児童虐待の加害者となるリスクが高い『精神的な問題を有する母親』を支援する多機関多職種の人材(母子保健に関わる保健師等、家庭児童相談に関わる保健師と家庭児童相談員、養育支援訪問事業および育児サポート派遣事業に関わる保育士)が、その状況を共通理解し、より適切な対応方法を学ぶため合同専門職研修会を年3回実施。		・H30より子育て支援センター職員を対象に加え継続している。
--	--	--------------------------------

②児童相談所との連携 [マニュアルP.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
・要対協専門部会(月1回)において情報を共有している。また、必要に応じて個別ケースについて情報交換を行っている。		・継続している。 ・市からの要望で、児相による通告受理・情報収集・ケース検討・処遇に関して、市町訪問研修がH30より年1回実施されている。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアルP.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
・支援拠点は要対協調整機関を担う。		・子育て支援センター部門の参加(令和元年～) ・要対協主催による教育部門(生徒指導・養護等)との合同研修会の開催。 ・H31～児相が警察から通告があった児童のリストを情報提供してくれるようになった。

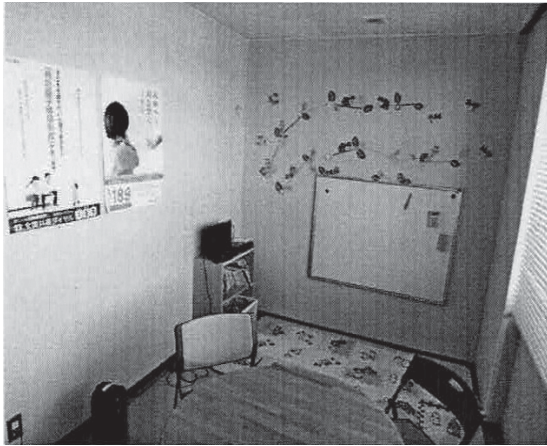
④人員配置 [マニュアルP.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員:2名(内非常勤0名) 心理担当支援員:0名(内非常勤 名) 虐待対応専門員:2名(内非常勤0名) その他事務職員等:0名(内非常勤 名)		子ども家庭支援員:2名(内非常勤0名) 心理担当支援員:0名(内非常勤 名) 虐待対応専門員:2名(内非常勤0名) その他事務職員等: 1名(内非常勤1名)

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]

※平成29年度組織改革に伴う庁内移転（平成28年度末）に併せて必要な設備を整備

① 親子面談室



②面談室1（4名）



② 面談室2（8名～10名） 処遇会議・ケース会議等にて利用



4. 拠点設置の効果及びメリット

- ・ 支援拠点のマニュアルに沿い、ケース対応の体制を整備した。
- ・ 支援拠点と児相の役割が明確化され、児相と対等な機関として意見交換できるようになった。
- ・ 「藤枝市子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱」を制定し、支援拠点としての資格要件が明確化されているため、人事課との交渉根拠としている。
- ・ 支援拠点職員の人材育成に十分な予算配当がある。そのため、対応能力向上のために、積極的に研修に参加し、業務に還元している。また、全国レベルでの先進情報等を参考に事業等の見直しができている。
- ・ 児童虐待への対応強化が共通認識され、情報収集がより迅速にできるようになった。

磐田市

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



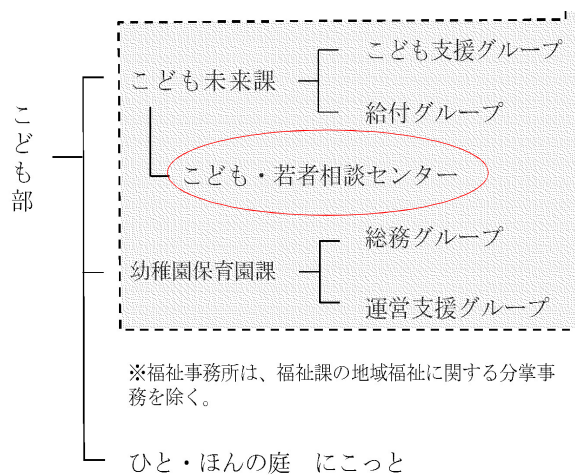
②面積：163.45 km²（東西約11.5km 南北27.1km）

③人口：169,873人（令和元年8月現在）

④児童数：27,241人（令和元年8月現在）

⑤類型（小規模等）：小規模C型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



* 赤枠内が拠点

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成 31 年 4 月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

	家庭児童相談員相談受付件数(延)	要保護児童対策協議会実務者会議への新規提案件数
平成 28 年	669 件	41 件
平成 29 年	692 件	38 件
平成 30 年	938 件	42 件

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアル P. 12 参照]

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- ・教員かつ児童相談所経験者を配置することにより、児相、学校との連携を強化
- ・「子ども虐待対応の手引き」「子ども家庭支援指針」に基づき様式を活用してアセスメント実施

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P. 6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
・母子保健福祉検討会を 1 回/月開催。児相、県、子育て世代包括「支援センターと情報共有する。 ・子育て世代包括支援センターが要保護児童等対策協議会に参加する。	⇒	変化なし

②児童相談所との連携 [マニュアル P.9 参照]

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
・ 児相ケース全件の情報共有は無かった。	⇒	・ 児相ケースの全件の情報共有を実施。児相ケース終結時、支援拠点としての対応検討を実施。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P.8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
右記のような取り組みの徹底がなかった。	⇒	・ 支援方針を毎回検討 ・ 事前に行動記録の記載を徹底。各機関で対応を理解の上、協議会へ参加してもらう。

④人員配置 [マニュアル P.4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：0 名（内非常勤 0 名） 心理担当支援員：0 名（内非常勤 0 名） 虐待対応専門員：0 名（内非常勤 0 名） その他事務職員等： 3 名（内非常勤 0 名） ＊上記内容は開設時ではなく、開設前の人数	⇒	子ども家庭支援員：2 名（内非常勤 0 名） 心理担当支援員：0 名（内非常勤 0 名） 虐待対応専門員：2 名（内非常勤 0 名） その他事務職員等：0 名（内非常勤 0 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]

【事務室】

- ・ ケース記録等については壁側面の書庫（鍵付）に保管。



4. 拠点設置の効果及びメリット

- ・ 教員、保育士等の有資格者を配置することにより専門性を深めた対応が可能。
- ・ 学校、幼稚園・保育園との連携が強化された。

大阪府

第1：市町村に対する支援拠点設置に向けての説明会・研修等の実施経過及び内容

1. 経過（平成29年度～令和2年3月まで）

【平成29年度】

- ①支援拠点の制度等（業務内容、最低配置人員や補助金、運営の工夫）について、府内市町村児童福祉主管課長及び母子保健主管課長会議や子ども家庭センター（児童相談所）管内市町村ブロック会議にて説明。
- ②大阪府要保護児童対策調整機関の調整担当者研修兼大阪府市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修の実施。（支援拠点専門職養成のための研修ではないが、保育士であって指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものは、本研修受講により支援拠点の虐待対応専門員の資格を有することができる）⇒平成29年度以降、本研修は毎年度実施。
- ③府内市町村へのアンケート調査の実施。（支援拠点設置が困難な場合の理由や市町村の課題等を確認。）

【平成30年度】

- ①支援拠点の制度等（業務内容、最低配置人員や補助金、運営の工夫）について、府内市町村児童福祉主管課長及び母子保健主管課長会議や子ども家庭センター管内市町村ブロック会議にて説明。また、府内市町村児童福祉主管課及び母子保健主管課長会議において、設置自治体からの事例報告や厚生労働省子ども家庭局通知（児童虐待防止対策体制総合強化プラン）について周知。
- ②府内市町村へのアンケート調査の実施。（児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金や府の補助金・交付金の利用を確認。）
- ③支援拠点設置自治体・未設置の中規模自治体等、11市町へのヒアリング調査を実施。

【令和元年度】

- ①支援拠点の制度等（業務内容、最低配置人員や補助金、支援拠点設置自治体が設置にあたり工夫した点）について、府内市町村児童福祉主管課長及び母子保健主管課長会議にて説明し、設置自治体からの事例報告会を実施。
- ②府内市町村へのアンケート調査の実施。（支援拠点設置にあたり工夫した点や設置したことによるメリット・デメリット等について確認。）
- ③厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業による自治体へのヒアリング調査への協力。
- ④厚生労働省から支援拠点の立ち上げ支援を行うアドバイザーが派遣された自治体の研修に府担当者が参加。
- ⑤今年度、支援拠点を設置した自治体へ未設置自治体担当職員とともに、ヒアリング調査を実施。
- ⑥次年度以降設置予定自治体へのヒアリング調査を実施。

2. 府の取組（有効であったと考えているところ）

○府内市町村児童福祉主管課長及び母子保健主管課長会議で、支援拠点の説明の際には、自治体からの問い合わせが多い内容（最低配置人員の算定式や人員の資格等）を盛り込むようにしている。

○府内市町村へのアンケート調査を実施することで、各自治体の支援拠点に対する課題等の把握が可能となり、研修での説明等に活かすようにしている。

○ヒアリング調査を実施することで、アンケート調査では把握できなかった、設置にあたっての課題や設置後のメリット・デメリット等を確認することができ、未設置自治体への支援等に活かしている。

3. 府内における支援拠点設置（機能設置）自治体一覧（政令市を除く）

平成 29 年 4 月現在【1 自治体：能勢町】

平成 30 年 4 月現在【7 自治体：能勢町、枚方市、寝屋川市、門真市、池田市、摂津市、熊取町】

平成 31 年 4 月現在【13 自治体：能勢町、枚方市、寝屋川市、門真市、池田市、摂津市、熊取町、豊中市、大東市、箕面市、藤井寺市、河南町、河内長野市】

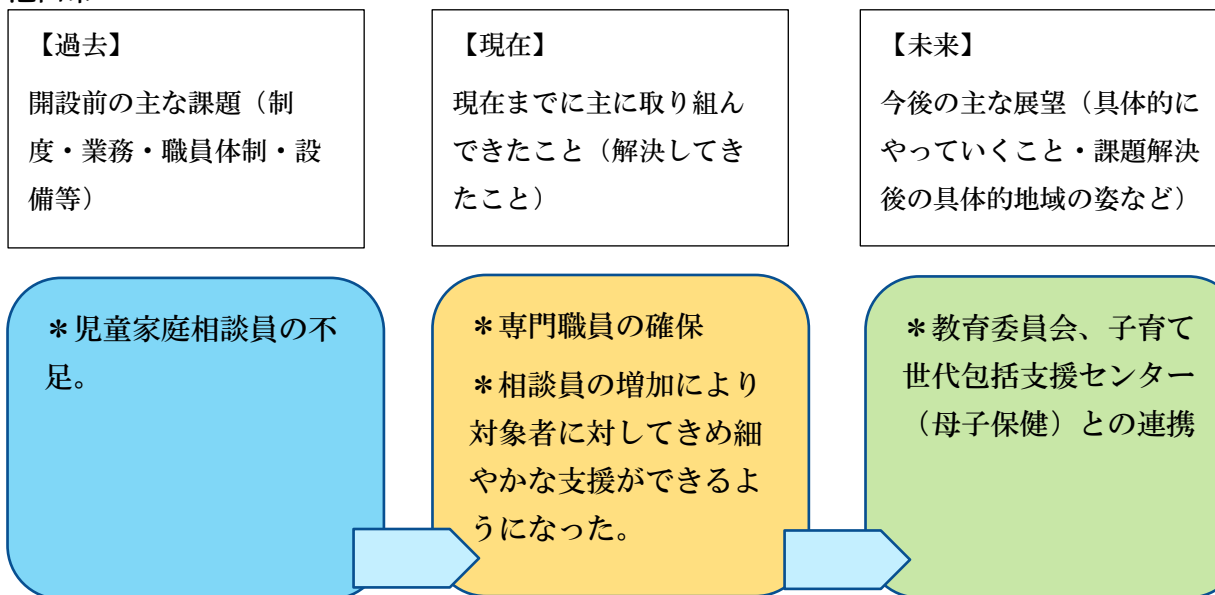
4. 府としてのコメント

大阪府において、制度発足当初は市町村から「支援拠点がどのようなものかが分からない」との意見もあったが、研修等での周知により、支援拠点の機能や役割についての理解は進んでいる。独自の取組み等を実施している自治体も多く、自治体間での情報交換も活発に行われている。

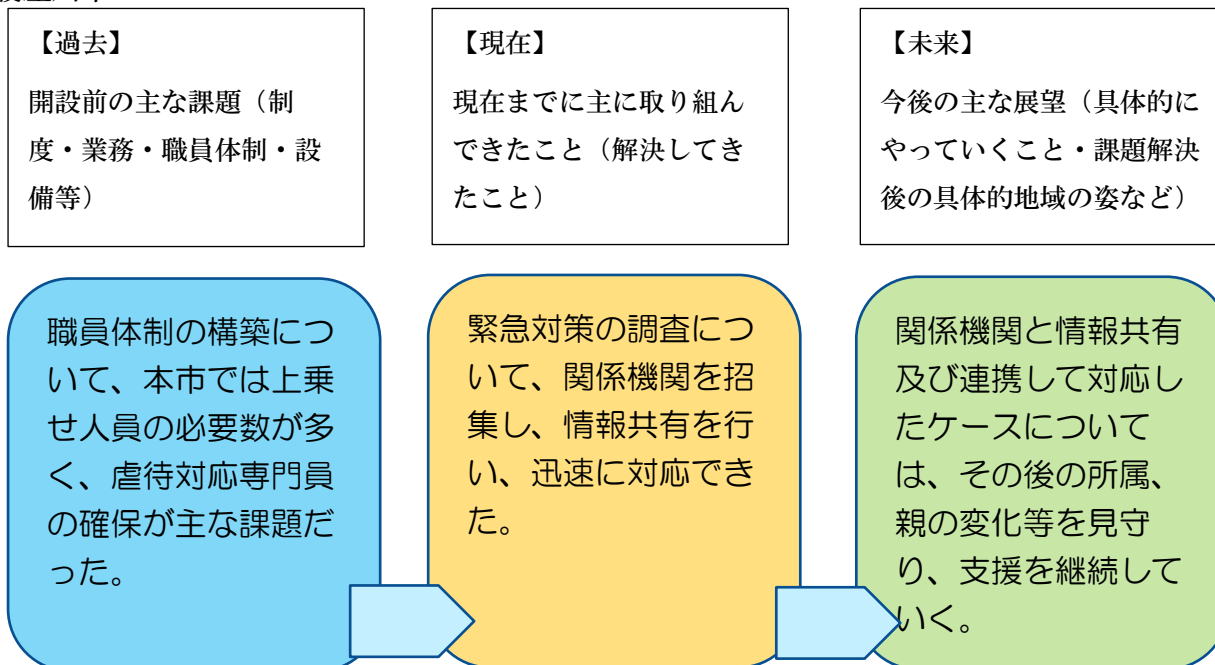
また、アンケート調査等において、依然として財源の確保や配置基準の人員確保等の設置の課題が多く挙がっている。府として、配置基準の人員確保ができていない段階でも活用できる補助金等の活用を促し、加えて設置自治体の事例報告会で設置自治体がどのように課題を解決しているか等の共有を図る機会を設けているが、引き続き、2022 年度までに府内全市町村に市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置がなされるよう可能な支援を行っていく。

第2：県内で支援拠点を設置した自治体の紹介

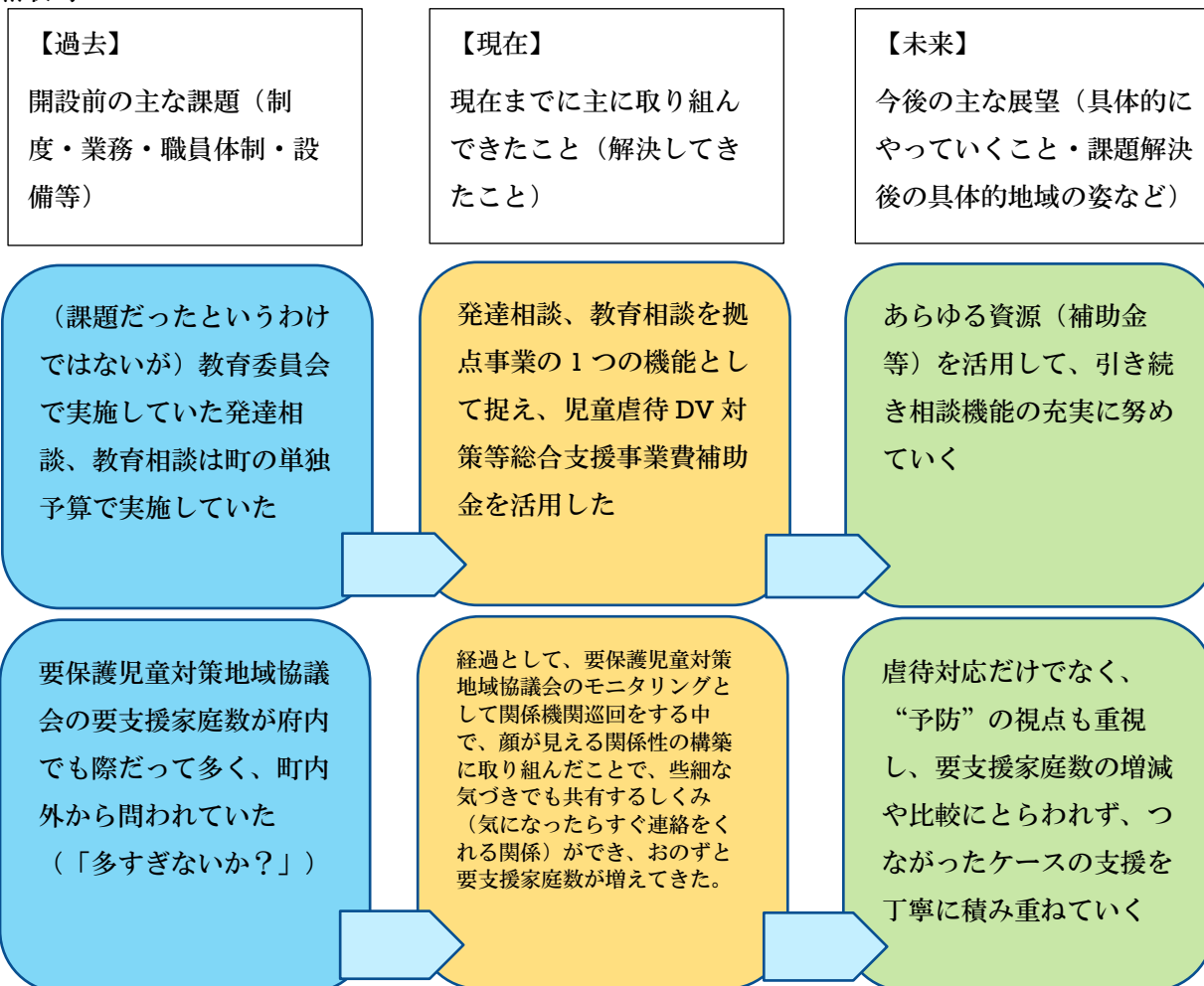
1. 池田市



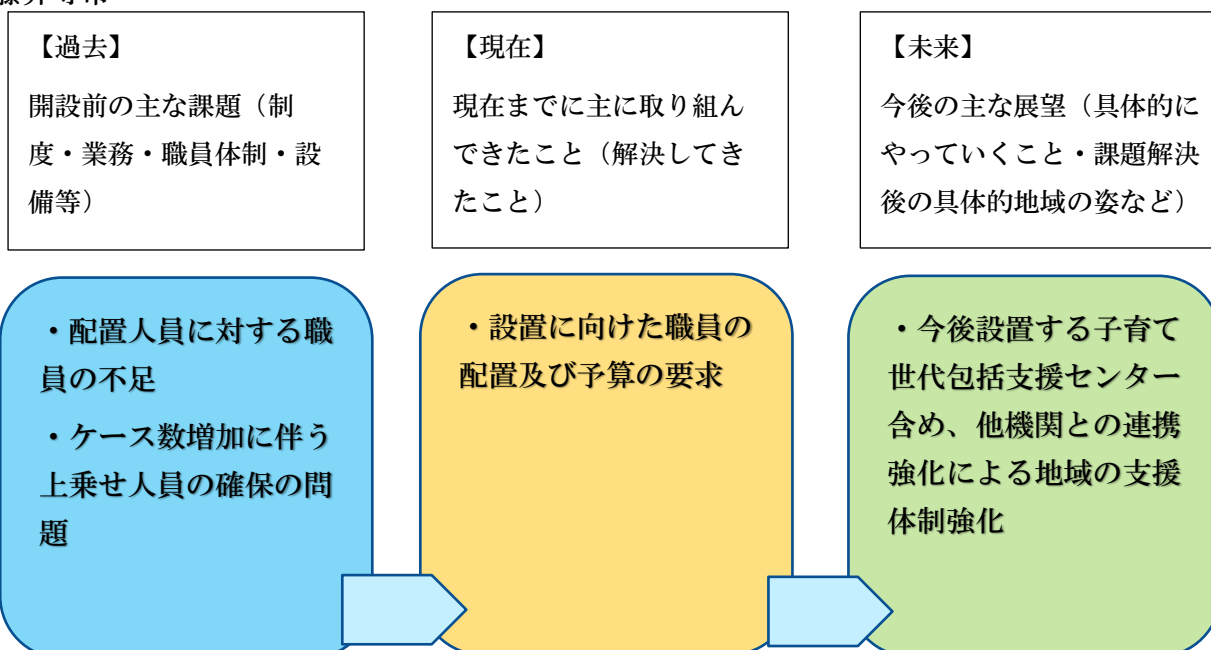
2. 寝屋川市



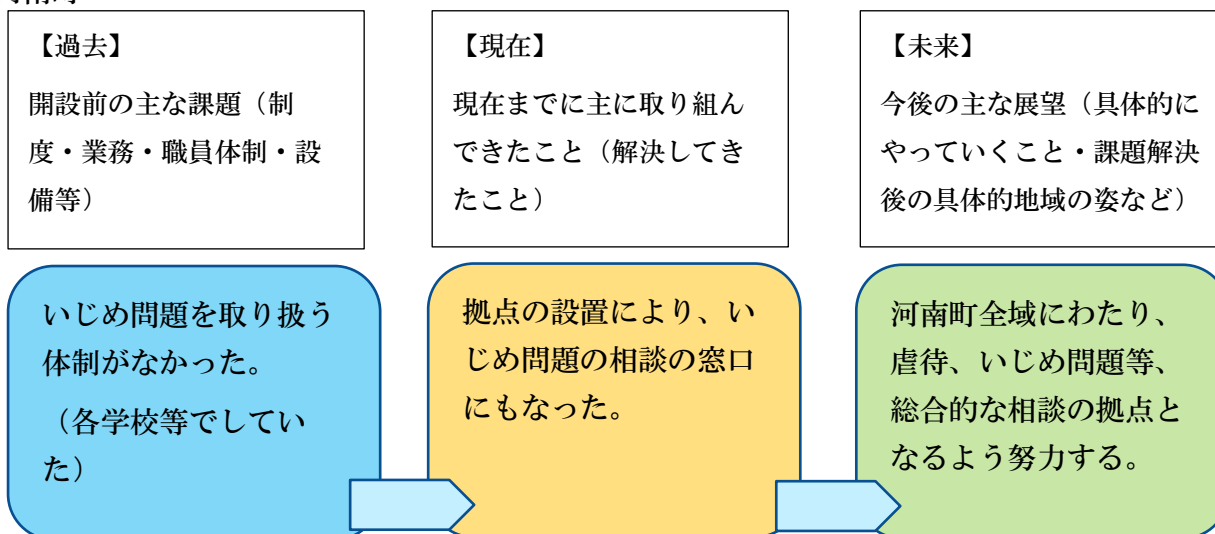
3. 熊取町



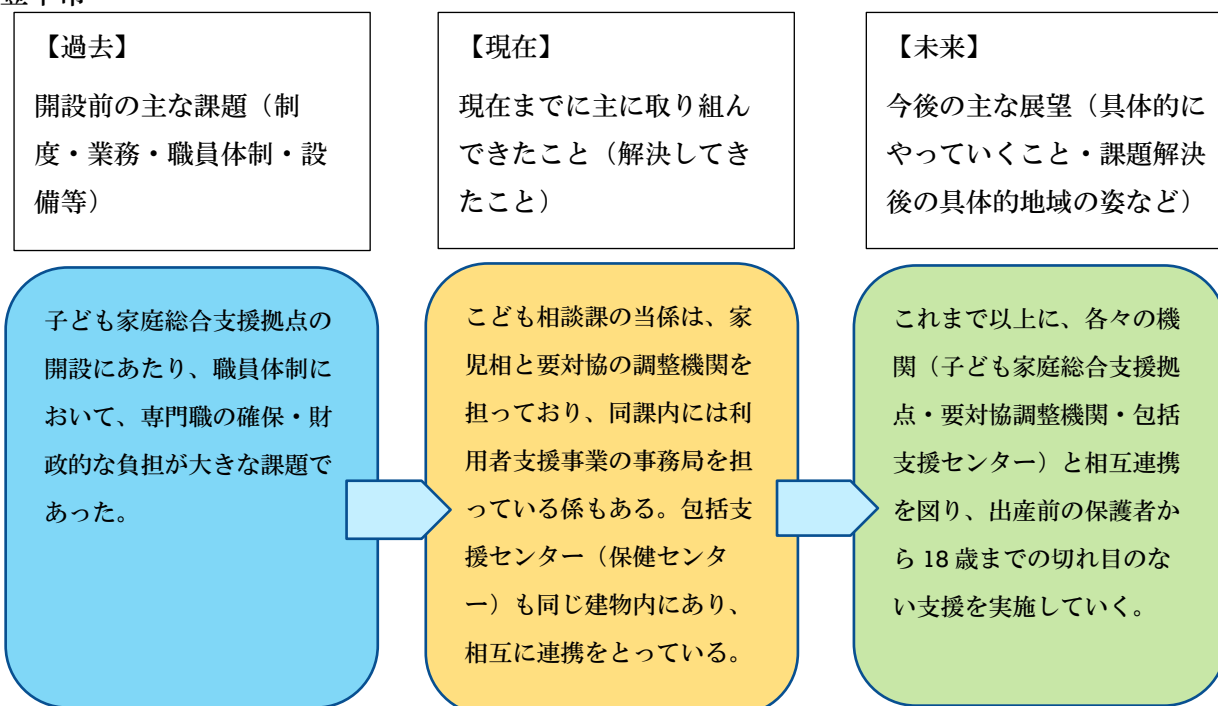
4. 藤井寺市



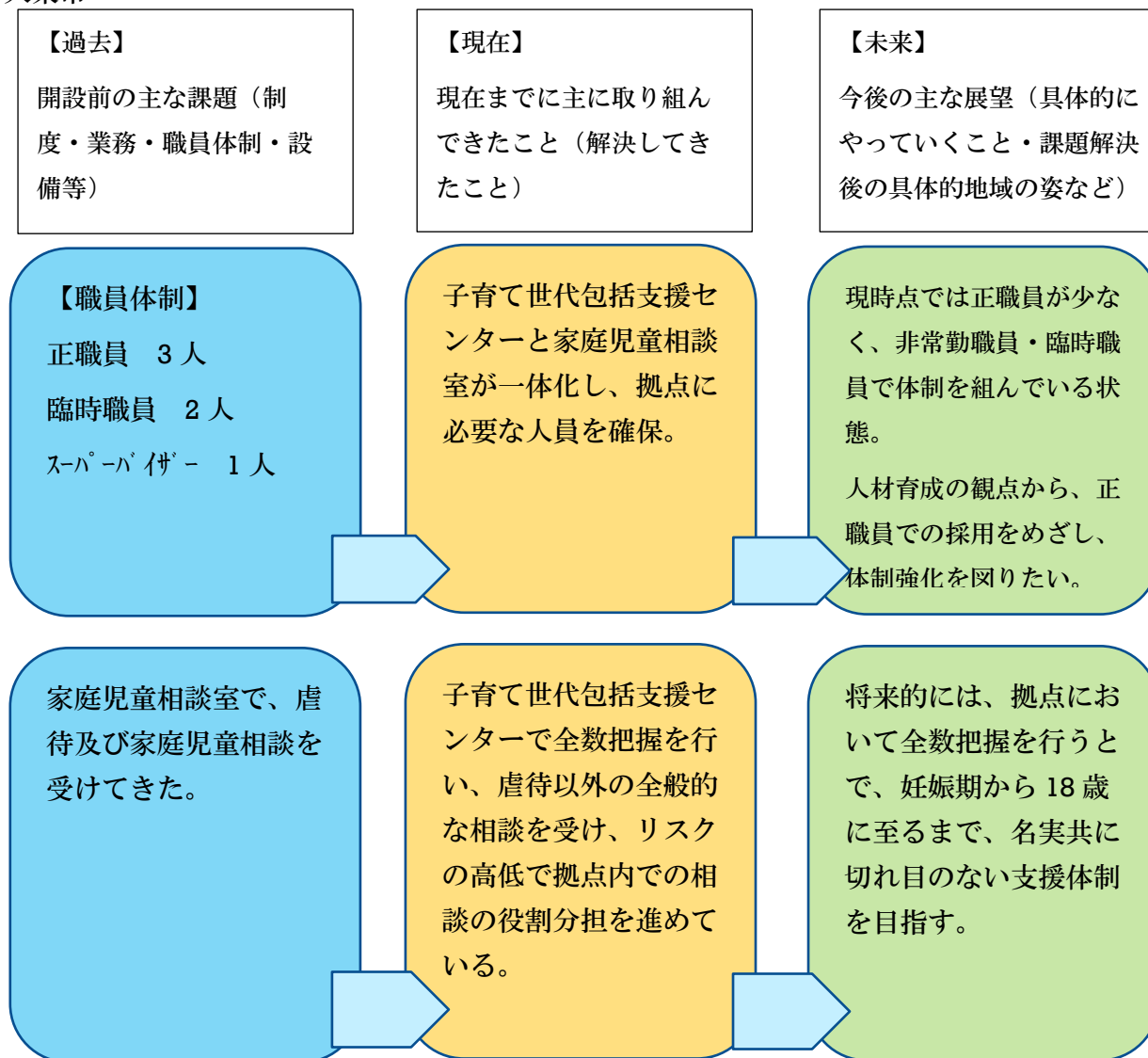
5. 河南町



6. 豊中市



7. 大東市



8. 箕面市

【過去】

開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）

【現在】

現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）

【未来】

今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）

相談・通告の受付、対応にあたり、主担課と庁内の関係課の長が同じ職階であり、横断的に解決すべき課題に対して、指示・命令機能が不足しており、連携に隙間が生まれ、確実な支援を行えない場合があった。

相談・通告の対応を専門的に行う部署（子ども家庭総合支援拠点）を新たに立ち上げ、課長より上位の副部長級の職員を配置し、関係課の長を担当室長として兼務させることで、子育て、教育、生活支援、市民安全のあらゆる観点から保護や支援を必要とする児童の発見と支援を行うこととした。

横断的に解決すべき課題に対して、情報共有と綿密な連携を行いながら、必要に応じて、指示・命令を機能させながら、対応を行う。

保護や支援を要する家庭のリスク判断を過去の時系列を含めて総合的に判断する視点や、経過にとらわれず各ポイントごとに適切に評価し対応することが十分にできていなかった。

相談・通告の対応を専門的に行う部署（子ども家庭総合支援拠点）において、社会福祉士、保育士、教員、保健師、看護師、精神保健福祉士等の資格を有する非常勤職員を配置し、保護や支援が必要な家庭のケースワークを強化した。

相談・通告の対応を専門的に行うために、常勤職員や非常勤職員の適正な配置や計画的な育成に努め、ケースワークの専門性を維持、継続していく。

母子保健施策、子育て支援施策と連携は行っていたが庁舎が別であり、物理的に連携しにくい構造となっていた。

相談・通告の対応を専門的に行う部署（子ども家庭総合支援拠点）を、母子保健施策、子育て支援施策を配置しているフロアに配置し、子育て世代包括支援センターとの一体的な支援を開始した。

支援にあたり、子どもの自立を保障する観点から、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的、継続的な支援を行う。

9. 河内長野市

【過去】

開設前の主な課題（制度・業務・職員体制・設備等）

【現在】

現在までに主に取り組んできたこと（解決してきたこと）

【未来】

今後の主な展望（具体的にやっていくこと・課題解決後の具体的地域の姿など）

- それぞれの担当ごとが支援の充実を図っており、連携や情報の共有などにおいて課題があった。
- 虐待の対応だけでなく、虐待予防として地域のすべての子どもや家庭へそれぞれのニーズに応じた丁寧な支援が必要。
- 妊娠期から18歳まで切れ目のない支援が必要であるが、担当部署がそれぞれ対応しており、切れ目のない支援がスムーズにできていない場合がある。
- 虐待対応件数は増えているが、虐待対応に従事するための専門的な知識を持った職員が不足している。

- 組織として点ではなく面で切れ目のない支援が必要であるため、関係課（健康推進課）と調整会議を開催し、共通認識の確認などを行った。
- 関係機関の担当者が集まりスーパーバイズを受けることにより、一体的な支援に向け、担当者のスキルアップと体制強化を図った。
- 役割分担の明確化と業務の効率化を図るため、現状の業務の整理、改善策の検討
- 事務局の担当職員数は増えないが関係機関の各担当者が見守りの当事者という意識を持って対応することでスムーズに連携が取れるようになっている。

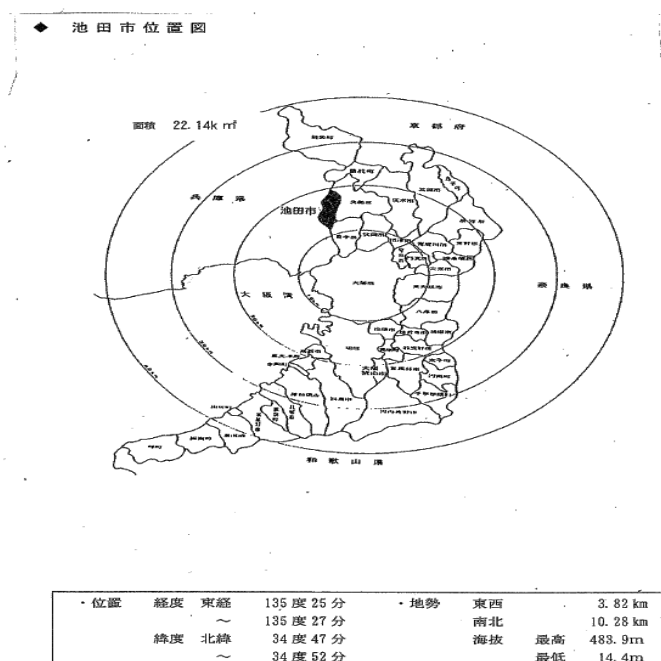
- データ管理のシステム化
- 援助の組織的な、統一的な対応を目指したフローの作成
- 地域社会資源どうまわしていくか、情報を収集、整理し、包括的な支援につなげる
- チームでの相談体制の整備
- 専門性強化のためにケースを見たてる力をつける。
スキルアップ研修、スーパーバイズ研修等の実施
- 弁護士など相談先の確保

第3：紹介自治体の詳細（池田市、寝屋川市、門真市、摂津市、能勢町、熊取町、藤井寺市、河南町）

池田市

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



②面積： 22.14km

③人口： 103,692 人 （ 令和元年8月末日現在 ）

④児童数： 16,178 人 （ 令和元年8月末日現在 ）

⑤類型（小規模等）： 小規模B型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

子ども・健康部 子育て支援課内要保護児童対策地域協議会に子ども家庭総合支援拠点を位置付けている。

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月： 平成30年 4月】

(1) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3年分）

平成28年度 135（うち児童虐待相談件数132）

平成29年度 212（うち児童虐待相談件数209）

平成30年度 240（うち児童虐待相談件数236）

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアル P. 12 参照]

拠点としての 4 業務 (①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携) 遂行上の特徴

※子ども家庭支援員間でその都度迅速に情報共有・検討できる体制をとり、組織判断ができるようにしている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P. 6～7 参照]

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門(所属明記)との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
1. ケース会議や同行訪問をおこない、顔の見える関係を構築している。	⇒	1. 開設前と同様 2. 定期的にケースの情報共有会議を持つ等 検討中

②児童相談所との連携 [マニュアル P. 9 参照]

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
1. ケース会議や同行訪問をおこない、顔の見える関係を構築している。	⇒	1. 開設前と同様

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
同組織であるため取組なし	⇒	

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：2 名 (内非常勤 0 名) 心理担当支援員：0 名 (内非常勤 名) 虐待対応専門員：3 名 (内非常勤 2 名) その他事務職員等：0 名 (内非常勤 名)	⇒	子ども家庭支援員：2 名 (内非常勤 0 名) 心理担当支援員：0 名 (内非常勤 名) 虐待対応専門員：4 名 (内非常勤 2 名) その他事務職員等：0 名 (内非常勤 名)

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]

市庁舎内相談室を利用している。

4. 拠点設置の効果及びメリット

子ども家庭支援員の確保がしやすい

寝屋川市

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸（上流から下流を見て左側）に位置し、大阪市域の中心から15キロメートル、京都市域の中心から35キロメートルの距離にあります。南北は7.22キロメートル、東西は6.89キロメートルに広がり、面積は24.70平方キロメートルになります。

寝屋川市の東部は交野市、西部は淀川を境にして高槻市、摂津市に接し、南部は守口市と門真市、大東市、四條畷市、北部は枚方市に隣接し、北河内地域の中心に位置しています。



②面積：24.70 平方キロメートル

③人口：232,097 人（令和元年 9 月現在）

④児童数：33,439 人（令和元年 9 月現在）

⑤類型（小規模等）：中規模型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

・寝屋川市ホームページ(参照)

https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/index.html

3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成 30 年 4 月】

(2) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

	実 数					援 助 延件数	その他の 養護相談
	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合 計		
H28	240	803	332	13	1,388	10,123	199
H29	248	782	367	2	1,399	11,752	141
H30	285	792	329	3	1,409	13,473	171

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアル P. 12 参照]

拠点としての 4 業務 (①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携) 遂行上の特徴

「寝屋川市子ども家庭総合支援拠点関係課会議設置要綱」を制定し、関係課に対し、設置の趣旨等を説明し、虐待対応専門員を推薦してもらい、実務者会議を開催。実務者間で、お互いの業務内容を知り、情報共有・連携を行うことで、早期発見・早期対応、未然防止に取り組んでいる。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P. 6～7 参照]

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組
妊娠届等の普段の業務の中で、子どもの様子を見、保護者の方との面談等で必要な支援につなげている。そして、報告が必要なことがあれば連携して対応している。	⇒	子育て世代地域包括支援センターの設置により、妊娠届等の交付を集約し、保健師が対応することにより、妊娠期からの情報を得られることで、リスクや必要な支援を把握することができ、迅速に支援につなげている。

②児童相談所との連携 [マニュアル P. 9 参照]

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組
児童相談所とは、「支援」と「介入」というそれぞれの役割を果たしながら、常に情報の連携・共有を行っている。	⇒	支援拠点の設置により、支援等が必要な家庭児を把握することができるため、必要な情報は共有し、引続き、児童相談所とは、「支援」と「介入」というそれぞれの役割を果たしながら、常に情報の連携・共有を行っている。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組
子どもに関わる担当課や教育現場等から虐待が疑われる場合、通告として内容把握。通告内容に基づき、調査。調査内容に基づき、情報共有を行い、関係部署と連携し、必要な支援等につなげている。	⇒	子ども家庭総合支援拠点事業との情報交換・共有を行うことで、要保護児童対策地域協議会で迅速なリスク判断を行い、台帳計上等が必要な場合には、モニタリングのポイント等を共有している。

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組
子ども家庭支援員：4 名（内非常勤 2 名） 心理担当支援員：4 名（内非常勤 4 名） 虐待対応専門員：4 名（内非常勤 2 名） その他事務職員等：1 名（内非常勤 0 名）	⇒	子ども家庭支援員：5 名（内非常勤 2 名） 心理担当支援員：4 名（内非常勤 4 名） 虐待対応専門員：4 名（内非常勤 2 名） その他事務職員等：1 名（内非常勤 0 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]

4. 拠点設置の効果及びメリット

子ども家庭総合支援拠点の設置をきっかけに関係課の役割をお互い理解し、顔の見える関係の中、今まで以上に子どもたちの命を守る現場の最前線にいることを自覚しあい、共に児童虐待等を未然に防ぐ意識を持ち、小さなことでも僅かな兆しがあれば、それを見逃さず適切な支援へつなげることが虐待の未然防止に重要であるという意識を実務者会議で醸成を図ることができ、関係機関から事前に相談があるなどの未然防止に対する意識が高まっている。

門真市

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）



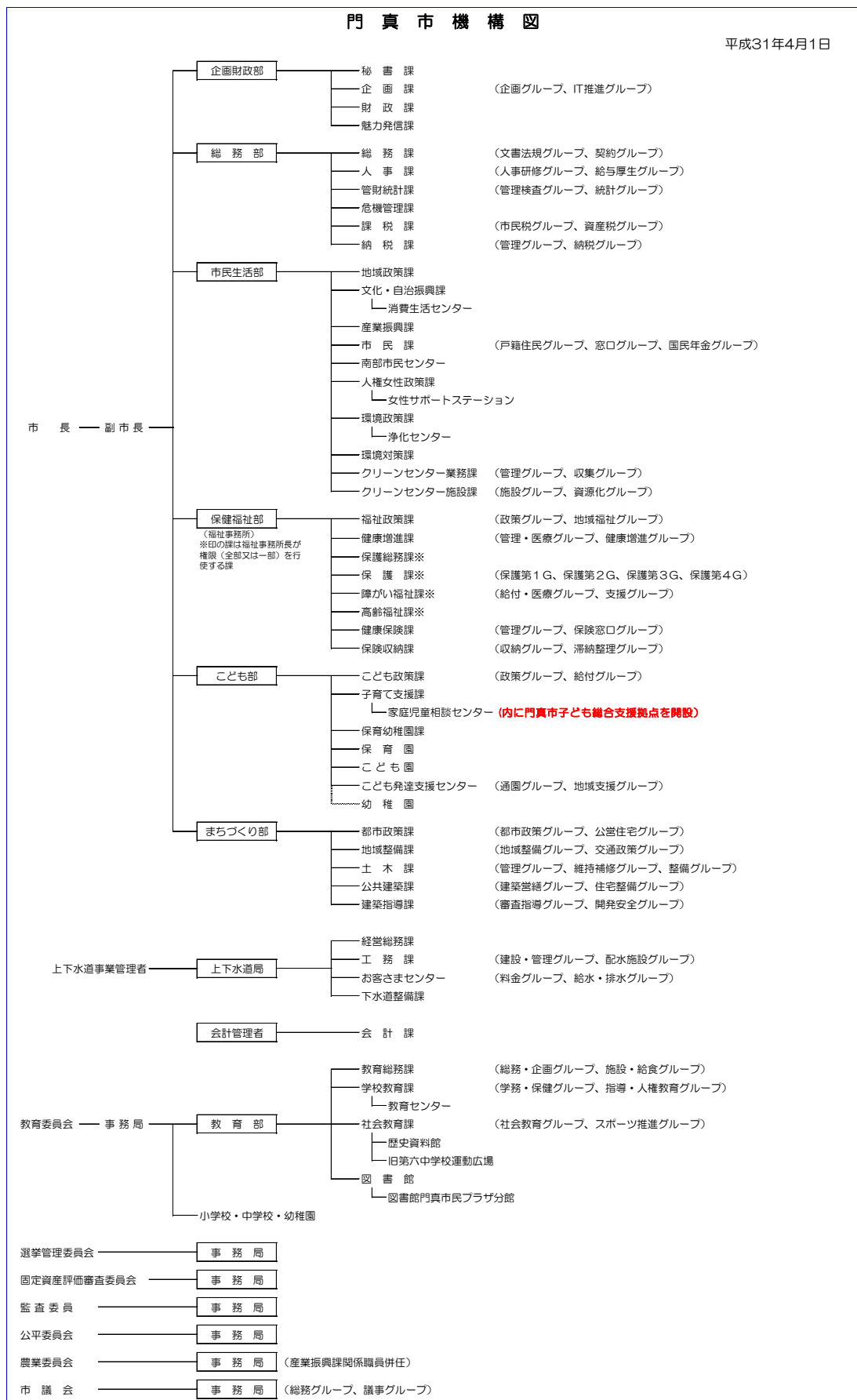
②面積： 12.30 km²

③人口： 121,865 人（令和元年 9 月現在）

④児童数： 15,846 人（令和元年 9 月現在）

⑤類型（小規模等）： 小規模 C 型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成 30 年 4 月】

(3) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

平成 28 年度	相談件数	1,032 件	児童虐待（通告件数）	364 件
平成 29 年度	相談件数	1,258 件	児童虐待（通告件数）	280 件
平成 30 年度	相談件数	1,259 件	児童虐待（通告件数）	359 件

イ 児童虐待対応として工夫している事項 【マニュアル P. 12 参照】

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

① 実状の把握

要保護児童連絡調整会議の事務局も兼ねている子育て支援課にて集約できるように努めている。

②相談対応

各課に虐待対応専門員を配置し、児童虐待相談の早期発見に努めている。

③総合調整 ④調査、支援及び指導等 ⑤他関係機関との連携

要保護児童連絡調整会議の事務局も兼ねている子育て支援課にて調整等を行っている。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 【マニュアル P. 6～7 参照】

※子育て世代包括支援センター未設置自治体であれば母子部門（所属明記）との連携

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
要保護児童連絡調整会議の実務者機関としての連携（健康増進課）	⇒	包括支援センターとの連携について図れるように努める。

②児童相談所との連携 【マニュアル P. 9 参照】

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
要保護児童連絡調整会議の実務者機関としての連携	⇒	要保護児童連絡調整会議の実務者機関としての連携の継続

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
実務者機関との連携を図れるように努めている	⇒	虐待対応専門員を各課に配置することで、要保護児童連絡調整会議の実務者機関に保育園・幼稚園の主管課である保育幼稚園課が加わり連携強化に努めることに繋がった。

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組・特徴
子ども家庭支援員：2 名（内非常勤 1 名） 心理担当支援員：0 名（内非常勤 0 名） 虐待対応専門員：2 名（内非常勤 2 名） その他事務職員等：0 名（内非常勤 0 名）	⇒	子ども家庭支援員：2 名（内非常勤 0 名） 心理担当支援員：0 名（内非常勤 0 名） 虐待対応専門員：2 名（内非常勤 2 名） その他事務職員等：0 名（内非常勤 0 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 [マニュアル P. 27 参照]



本センター内には、親子交流スペースがございません。
 状況により、本市にて開設した門真市地域子育て支援センターひよこる〜む・なかよし広場などを紹介。

(相談室 本センターには 3 室)

4. 拠点設置の効果及びメリット

拠点設置の効果

これまで連携が図れていなかった関係各課と、拠点の開設に向けて協議を重ね、各課に虐待対応専門員の配置することで、情報連携を図れるようになった。

メリット（今後の拠点運用について）

これまで要保護児童連絡調整会議を中心として関係機関との連携を図ってきましたが、拠点の設置をすることで、幅広い子育て相談などの相談・ニーズに対応できるようになり、児童虐待の早期発見・防止にもつながるものと考えております。

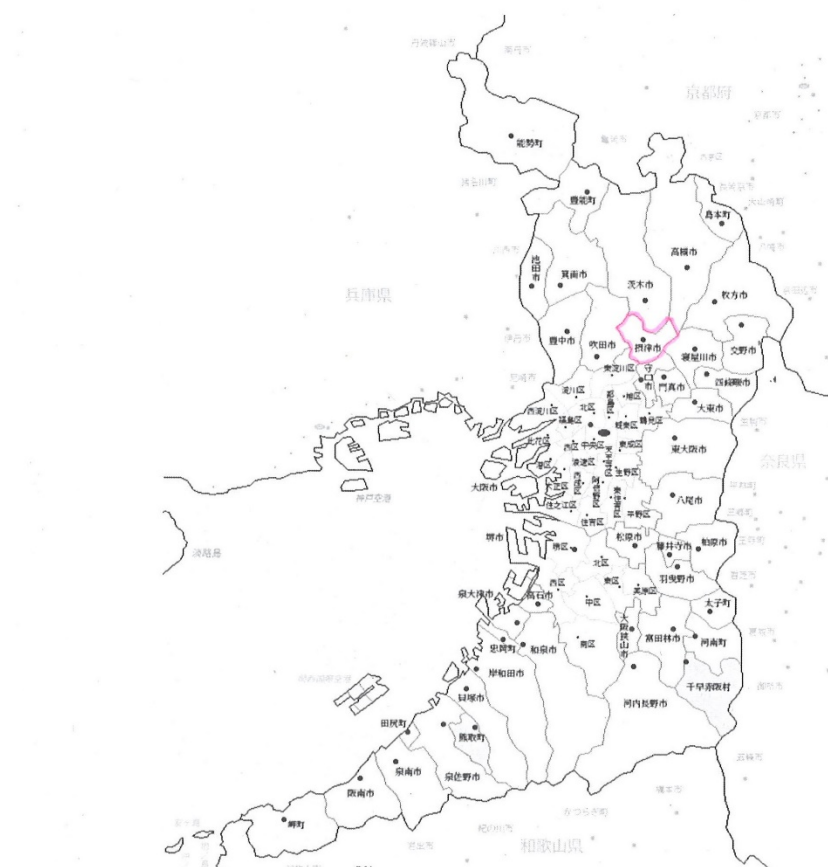
摂津市

1. 自治体の概要

①県内地図（県内の市等の位置）

大阪府の地図(市区町村区分図)

2/3 ページ



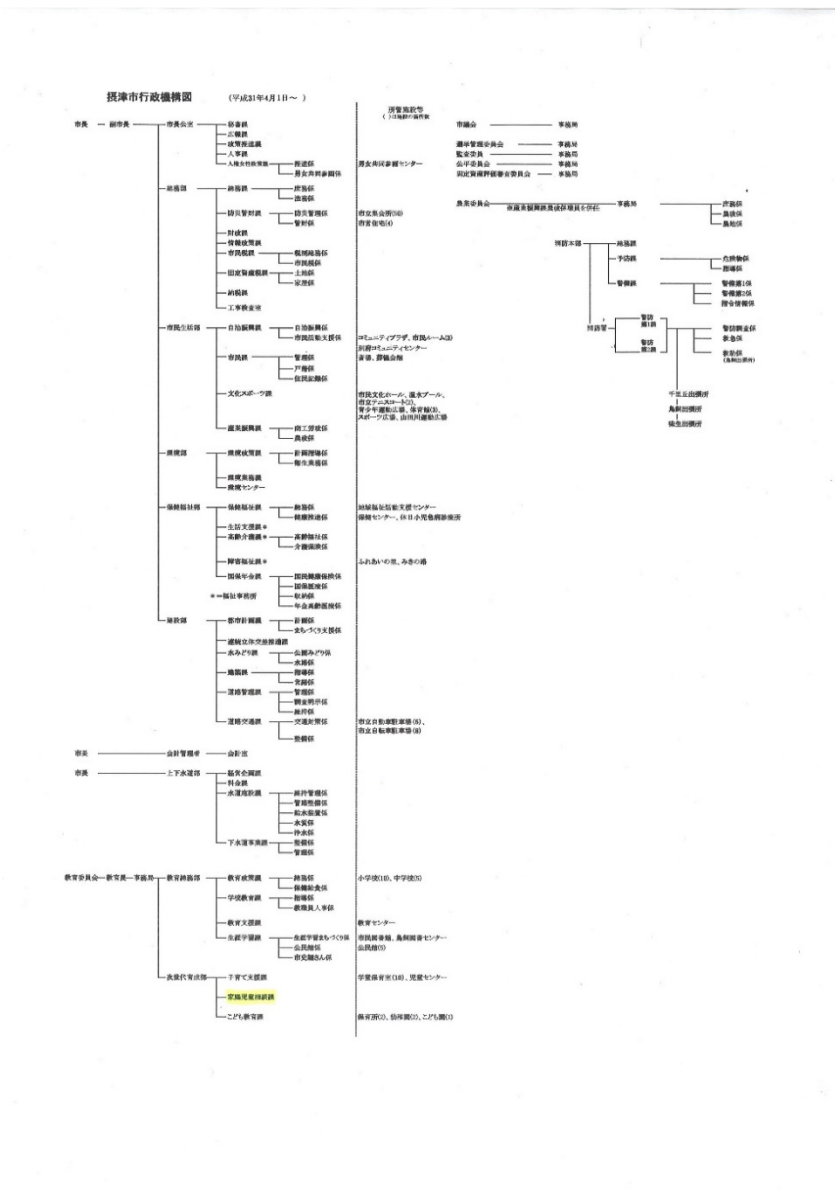
②面積：14.87 km²

③人口：84,940 人（令和元年 8 月現在）

④児童数：14,325 人（令和元年 8 月現在）

⑤類型（小規模等）：小規模 B 型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3. 支援拠点としての説明（特徴・機能） 【開設年月：平成 30 年 4 月】

(4) 特徴

ア 養護相談等に係る相談件数の推移（3 年分）

・養護相談件数

平成 28 年度	489 件
平成 29 年度	345 件
平成 30 年度	333 件

・虐待件数

平成 28 年度	345 件
平成 29 年度	431 件
平成 30 年度	572 件

イ 児童虐待対応として工夫している事項 [マニュアル P. 12 参照]

拠点としての 4 業務（①実状の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- ①実情の把握にあたって、新規ケースは毎月 1 回新規受理会議を開催し、関係機関で情報共有を実施している。
- ②他業種連携を図りながら、保護者等からの相談に対応している。
- ③関係機関から通告が入り、課内で受理会議を実施し、アセスメントをした上で支援計画を策定する。
- ④ケース対応に応じて、要対協機関や児童相談所と連携を実施している。

(2) 開設前の取組と現状の取組について

①子育て世代包括支援センター(母子部門)との連携 [マニュアル P. 6～7 参照]

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組
ケース協議を実施している。	⇒	ケースに応じて、両機関が家庭訪問や面談等を共同して実施している。

②児童相談所との連携 [マニュアル P. 9 参照]

開設前の取組	⇒	2019 年現在の取組
・一時保護解除前に子家センから市へ情報を提供してもらっている。	⇒	・一時保護解除前にはケース会議を実施し、市や関係機関との円滑な連携ができるようにしている。

③要保護児童対策地域協議会の活用 [マニュアル P. 8 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組
市内公立小中学校を訪問し、支援拠点になったことやケース情報共有を行い、事務局としての役割を果たした。	⇒	訪問の際の要望を受け、虐待対応マニュアルを改訂し、初任者でも手に取ってもらえるような必要な項目を中心に精査した。

④人員配置 [マニュアル P. 4、25～27 参照]

開設時の取組	⇒	2019 年現在の取組
子ども家庭支援員：4 名（内非常勤 0 名） 心理担当支援員：2 名（内非常勤 2 名） 虐待対応専門員：2 名（内非常勤 2 名） その他事務職員等：1 名（内非常勤 0 名）	⇒	子ども家庭支援員：5 名（内非常勤 1 名） 心理担当支援員：3 名（内非常勤 3 名） 虐待対応専門員：2 名（内非常勤 2 名） その他事務職員等：1 名（内非常勤 0 名）

(3) 相談室、親子交流スペース、事務室等 〔マニュアル P. 27 参照〕



4. 拠点設置の効果及びメリット

- ・ 家庭児童相談に関する組織体制を一本化することができた。
- ・ 大阪府新子育て支援交付金の活用ができた。

能勢町

1. 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



② 面積：98.75 km²

③ 人口：10,044 人（H31 年 4 月現在）

④ 児童数：924 人（H31 年 4 月現在）

⑤ 類型（小規模等）：小規模 A 型

2. 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

組 織 図

平成31年4月

